

中国税制調査研修報告書

2008年

東海税理士会

中国税制調査研修（香港・華南地区）を振り返って



東海税理士会 副会長 調査団団長 林 眞義

中華人民共和国（以下中国と略す）は広大な地区に多数の民族が住んでおり、その地方により風俗習慣のみならず言語も異なっている。そのため、同じ法律の下でも解釈ルールが少しずつ異なっている。このことは税法の世界においても同じことが言える。したがって、中国の税制を理解するためには、華北、華中、華南とそれぞれの地区の実態を学ばないとなかなか理解することはできない。そのため東海税理士会では、これまで華北地区の北京、華中地区の上海と調査研修を実施しました。今回はその総仕上げとして香港および華南地区の広州を中心に調査研究を実施した。華南地区は香港と隣接していてアクセスが良かったことと、鄧小平の開放政策もあり、早くから外国資本の受け入れが活性化されたため外国企業が進出し、現代の税制度が定まる前に出来た制度である来料加工（委託加工方式）等が現存して複雑な制度になっている。来料加工は香港に本社を置く企業が中国の地方政府の郷鎮企業と言われる企業体に加工委託して製造する方式であるが、地方政府は工場の運営管理を香港の企業に任せて、政府からは形式的に役人を派遣しているのが多くの実態である。そして、材料費の10%を加工費として、加工費の10%、または工員1人に対して毎月60元の人頭税を、利益に関係なく地方政府に手数料という名目で納付させる方式を採っている。

しかし、形式的には地方政府が運営している公営企業体なので増値税等の間接税は課税されるが、国の直接税である企業所得税等は課税されない。また、この来料加工に係る収益に関しては、香港でも税制上の優遇処置が採られている。さらに、こうした香港の日系企業に対してはタックス・ヘイブンの対象として課税されることも多い。しかし、中国がWTOに加盟してからは、こうした輸出優遇に対する圧力と中国の国内企業とのバランス等から、中国政府は進料加工への切り替えを推進している。しかし、そうなると地方政府の収入がなくなることもあり、難しい問題ともなっている。

今回はそうした華南地区の実態の調査研修を目的としたので、三菱東京UFJ銀行香港支店ではそうした香港企業の実態と香港の経済実情についてレクチャーを受け、香港会計師公会では香港の税制について研修を受けて、中国本土（広東省）に入った。広東省では今躍進華々しい地元企業である自動車会社のBYD社や来料加工会社、進料加工会社、注冊会計師事務所、東莞市国家税務局橋頭税務分局、広東省国家税務局、広東省地方税務局、広東省注冊税務師協会等（訪問順）訪問し研修をした。

今回の訪問で一番驚かされたのは電子申告の普及度であった。（第8章質疑応答参照）中国では、税務制度が導入されて新しいこと、国民総番号制が実施されていること、電話回線だけでなく、CD-ROM等のディスクやメモリーで税務署に持込みインストールするシステム等が導入されていること等の条件が異なっていることを割引いても電子申告が80%以上、地区によっては95%以上普及しているところがあると聞かされ感心して帰国した。

最後に、今回の調査研修を行うにあたり日本税理士会連合会池田隼啓会長、東海税理士会川松保夫会長はじめ多くの方々のご支援、ご協力に感謝申し上げ結びとする。

2008年 中国税制調査研修報告書

目 次

中国税制調査研修（香港・華南地区）を振り返って	
東海税理士会 副会長 調査団団長 林 眞 義	
日 程 表	2
参加者名簿	3
税制調査研修報告	
第1章 金融界から見た香港・中国事情	5
訪問先：三菱東京UFJ銀行香港支店	
第2章 香港会計師公会を訪問して	9
訪問先：香港会計師公会 (Hong Kong Institute of Certified Public Accountant)	
第3章 中国自動車産業の現状	14
訪問先：中国BYD（比亞迪汽車）	
第4章 華南ビジネスモデルの実態	20
訪問先：技研新陽有限公司中国工場 (技研新陽電器廠、榮光技研電器廠、東莞愛電電子有限公司)	
第5章 東莞市徳信康会計師事務所	29
訪問先：東莞市徳信康会計師事務所 (技研新陽有限公司中国工場會議室)	
第6章 東莞市国家税務局橋頭税務分局	32
訪問先：広東省東莞市国家税務局橋頭税務分局	
第7章 広東省国家税務局	41
訪問先：広東省国家税務局	
第8章 広東省地方税務局の概要並びに所掌各税目の 優遇税制と移転価格税制の詳解	45
訪問先：広東省地方税務局（景星酒店會議室）	
第9章 広東省税務師協会	53
訪問先：広東省税務師協会（広東省国家税務局）	
第10章 外国企業の進出形態	56
補 稿 増 値 税 の 改 正 に つ い て	60
声	65
資料集	
資料Ⅰ 《増値税暫定条例》新旧比較資料	67
資料作成提供：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司商品開発部	
資料Ⅱ 海関総署公告2008年第103号（2008年12月31日）	70
編集後記	72

中国税制調査研修(日程表)

	月日	都市	時間	交通機関	スケジュール	宿泊地	食事
1	7月13日 (日)	セントレア 名古屋 香港 空港 ホテル	8:00 10:00 13:35	CX533 専用バス	セントレア集合 キャセイ航空にて香港へ 着後入国審査 バスにて香港市内へ 夕食:レイユームン	香港 (香港島)	× 機 ×
2	7月14日 (月)	香港 落馬洲 深圳 東莞	午前 午後	専用バス	ホテルにて朝食 午前:香港考察 ①三菱東京UFJ銀行香港支店(9:00~ ②香港会計師公会(10:45~12:30) バスにて中国(深圳)へ 中国入国審査(入国審査後バス乗り換え) ③中国BYD(比亚迪汽車有限公司)見学(16:00~ 見学後、東莞へ	東莞	○ × ×
3	7月15日 (火)	東莞	午前	社用バス	終日:東莞考察 ①技研新陽有限公司中国工場(9:00~ ②東莞愛電電子有限公司 ③東莞市徳信康会計師事務所(13:30~ ④広東省東莞国家税務局橋頭税務分局(15:00~	東莞	× × ×
4	7月16日 (水)	東莞 広州	午前 午後	専用バス	ホテルにて朝食 終日広州考察 ①広東省国家税務局(10:00~12:00) ②広東省注冊税務師協会(13:00~15:00) ③広東省地方税務局(15:00~17:00)	広州	× × ×
5	7月17日 (木)	広州 名古屋	14:40 19:30	専用バス JL662	ホテルにて朝食 出発まで自由行動 バスにて空港へ 日本航空にて名古屋へ お帰りのさい		○ × ×

参加者名簿

組 織	担 当	氏 名	支 部
団長(副会長)		林 眞 義	小 牧
副団長		河 合 潤	岡 崎
会計補助		中 西 芳 夫	豊 橋
総 括		神 谷 研	刈 谷
チーフ	三菱東京UFJ銀行香港支店	小 川 晃 司 日 比 修 治 菅 沼 雅 也	浜 松 西 豊 橋 浜 松 西
チーフ	香港会計師公会	久 松 但 太 田 成 紀	沼 津 岡 崎
チーフ	中国BYD社(比亞迪汽車)	杉 山 紋 巳 小 久 保 文 雄 成 瀬 正 尚	岡 崎 岡 崎 豊 田
チーフ	技研新陽有限公司中国工場 & 東莞愛電有限公司	青 山 倫 子 吉 岡 修 久 保 暁 寛 辻 村 冽 志	小 牧 上 野 尾 鷲 豊 橋
チーフ	東莞市徳信康会計師事務所	田 中 幹 子 余 語 眞 二 藤 田 晃	四 日 市 尾 張 瀬 戸 富 士
チーフ	東莞市国家税務局橋頭税務分局	松 原 與 志 美 佐 藤 好 男	津 島 刈 谷
チーフ	広東省国家税務局	糟 谷 修 芹 澤 光 春 小 林 宏 旨	西 尾 沼 津 藤 枝
チーフ	広東省地方税務局	櫻 井 將 喜 御 所 園 輝 雄	尾 張 瀬 戸 刈 谷
チーフ	広東省注冊税務師協会	西 川 明 樹 尾 崎 齊 坂 本 昇	松 阪 松 阪 松 阪
会計報告		三 ッ 井 敬 雄	尾 張 瀬 戸
通 訊		張 小 平	

第1章 金融界から見た香港・中国事情

訪問先：三菱東京UFJ銀行香港支店
担当者：日比 修治（豊橋支部）
菅沼 雅也（浜松西支部）
小川 晃司（浜松西支部）

平成20年7月14日（月）、東京三菱UFJ銀行香港支店を訪問し、同支店副支店長伴野明生氏、同支店業務開発室支店長代理江上昌宏氏、同支店業務開発室長丹羽重勝氏3氏から金融界から見た香港・中国事情を伺った。

本稿は、副支店長伴野明生氏、支店長代理江上昌宏氏、業務開発室長丹羽重勝氏3氏からの説明と当日戴いた資料からの抜粋及び我々の質疑応答に対する回答をまとめたものである。



I 中国・香港の現状

中国の面積は9,600,000 km²と日本の26倍の面積、人口は13億2,129万人、2008年のオリンピック開催国、言わずと知れた大国である。一方、香港は面積1,104 km²で東京都の約半分、人口は696万人、1997年7月に、イギリスから中国へ返還され、特別行政区となり現在に至る。中国では香港の他、1999年にポルトガルから返還されたマカオが特別行政区となっている。

同一国でありながら、1人当たりGDP（名目）は中国2,461ドル、香港29,650ドルと、10倍以上の格差が生じている。

1. 中国経済

固定資産投資比率は2004年をピークに依然として高水準であり、2008年も25～26%の投資比率を推移、全体として投資過熱である。これは設備投資や不動産投機が考えられるが、最近では深圳や上海など地区によって不動産価格の下落がみられる。2007年後半から2008年にかけてインフレが加速し、消費者物価上昇率は2008年に入り、5月も7.7%と高水準である。

2. 香港経済

2003年までは土地の需要も低く、景気は悪かったが、2005年までは外需が拡大、2006年から個人消費が牽引し、埋め立て等の政府の公共工事による設備投資の内需もあり、現在は底堅く推移している。また、近年では日本食の人気が高く、2005年以降、日本の農林水産物の最大輸出先になっており、2007年には1,000億円を突破した。

II 中国経済の問題点と対応

前述した統計数値に示すとおり「投資過熱抑制」と「インフレの抑制」が最重要課題となっている。貿易黒字及び短期投機資金として中国国内に流入してくる人民元を吸収しきれないからである。人民元は海外で流通していない通貨、対外決済通貨ではないことから、吸収できない場合には未消化の通貨が国内に必要以上に存在する。中国政府はこのような事態を打開すべく、銀行に対する窓口規制を強化し、人民元貸出残高の伸びの抑制や外債枠（外貨調達枠）の削減を行い、さらに企業の外債枠等についても新たな規制を行うことも可能性として示している。また、輸出入決済に関わる外貨管理も強化し、2008年7月2日付にて政



策が打ち出され、本日から施行される「照合・審査待ち口座」（従来は直接「外貨計上口座」に直接入金されたが、「照合・審査待ち口座」へ一旦入金され、輸出証明等確認後、企業の口座に入金されるという外貨の流入を管理する規制）を始めとし、輸出前払や輸出延払等にも登記が必要とするなど、国内への外貨の流入を制限し、流出を促進することで、外貨の国内留保額の低下を狙っている。さらに輸出抑制のために人民元高を加速する可能性もある。

III 珠江デルタ地域の特徴と最近の動向

中国華南地区にある珠江デルタ（Pearl River Delta）は、中国珠江河口の広州市、香港、マカオを結ぶ三角地帯を中心とする地域である。2002年の一人当たりGDPは華南経済圏が25,426元に対し、上海を含む華東経済圏は17,836元、2006年の一人当たりGDPは華南経済圏が35,195元に対し、上海を含む華東経済圏は34,001元、と近年差は縮まってはいるものの、華南経済圏は華東経済圏を凌ぐ規模であることがわかる。

特に香港は資本取引規制や外為管理規制がない自由な金融、資本市場があり、国際金融の中心地であるニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所の取引空白時間を埋める香港証券取引所が日本、シンガポールと並んで存在している。成長市場である中国本土と隣接し、ゲートウェイとして重要な拠点となっている。税制面でもオフショア所得、キャピタルゲイン、配当が非課税などメリットが非常に多く、日系企業も年間50社から100社進出、現在でも増加傾向にあり、香港に地域本部を有する法人数は日本がアメリカに次いで第2位となっている。2年前に中国企業のIPOが活発化したが、ピークの反動で現在では若干落ち着いている状況である。

華南地区の商取引の方法である加工貿易は非常に特徴があり知られている。来料形態の一つである法人格のない来料加工廠の形態を香港に現地法人を有する日系企業の大半が採用している。珠江デルタ地域の日系企業数は2,000から3,000社（含む来料加工廠）と推定され、工場数は57,500工場、内半分以上を来料加工廠が占めている。

急速に経済発展した牽引役は外資であり、電機、電子産業の集積地として有名であるが、2001年から2008年までに最低賃金は2倍以上に膨れ、労働集約型産業主体の構造に陰り

が見えている。外商投資商業領域管理弁法により2004年12月から独資卸売企業の設立が可能となり、内販の拠点が中国で作られている。人民元同士による対価取引の必要性から、自動車、電機、電子部品等の販売会社が増えている。また、加工貿易禁止類商品の拡大、加工貿易制限類商品の拡大、増値税還付率の引き下げ等、加工貿易主体の産業構造も変化の兆しをみせている。



税制面でも、2008年1月に新企業所得税法が施行され、優遇税率廃止による税率のアップ、2免3減の廃止（経過措置あり）等、さらには、日本のタックスハイブン対策税制、移転価格税制、香港の税制運用厳格化など、進出企業にとって多くのリスクが表面化した。特にタックスハイブン対策税制については数年前から日本の国税局による来料加工形態での所在地国基準適用が増加した。最近は、非関連者基準の適用もあり、注意が必要である。

しかしながら、前述のとおり、華南経済圏は華東経済圏を凌ぐ規模であり、将来の消費市場規模は大きいと考えられるため、珠江デルタ地域への日系企業の進出はこれからも続くことが期待されている。

IV 質疑事項に対する回答及び依頼

1. 三菱東京UFJ銀行香港支店について

香港支店は1953年支店開設し、現在開設55年となった。日系企業の口座数は約4000口座、貸出等の与信取引は約900社になる。製造拠点は中国、統括会社は香港といった企業が多く、上場企業から中堅企業まで幅広く取引をしている。現在日系取引ではアジア地区で圧倒的にNO.1である。

また、アジアにおける出資戦略として、2000年3月に地場中堅銀行グループ大新金融集団の12%の株式を取得、2008年3月には同集団と戦略的業務提携覚書を締結、同年6月同集団の株式保有率を15%へ引上げ、持分法適用会社とした。これにより、機能・ネットワークの補完と、新規事業領域への算入を推進する。

2. 金融界からみた日系企業が進出する際の注意点

大きく3つ考えられる。一つは制度の理解が必要である。特に加工貿易制度は熟知している必要がある。次に税制等の対応である。法律自体の理解も当然必要であるが、税務署や税関など運用における対応も非常に重要であると考えられる。最後に労働者への対応である。労働契約法が2008年1月に施行され、労働者の権利意識が高くなっている。ストライキは規模の大小を問わなければ、大半の企業に起こっている。労働者との関係を円滑にするキーマンは工場長である。

3. 香港証券取引所に上場している企業の財務諸表等の提供依頼

香港証券取引所ではAnnual Report（アニュアルレポート、日本でいう有価証券報告書）を作成している。参考までにSWIRE PACIFIC（香港市場の上場企業）のAnnual Reportの写

しを提供して戴いた。

V 所感

日本企業が安い労働資本を求め中国に進出する場合には、三菱東京UFJ銀行（邦銀）などの海外事業部へ事前に相談されることが肝要である。アジア企業進出においてはこのような専門機関を通じ、事前に多くの情報を得る必要性を痛感した。

最後に、今回のように滞在時間が短い中、非常に多くの資料を提供して戴いたことに感謝いたします。

参考資料：「中国・華南地区における最近のトピックス」三菱東京UFJ銀行
(当日配布資料)

* 統計値等についても、上記参考資料及び当日の説明から掲載した。



第2章 香港会計師公会を訪問して

訪問先：香港会計師公会 (Hong Kong Institute of Certified Public Accountant)
 担当者：久松 但 (沼津支部)
 太田 成紀 (岡崎支部)

平成20年7月14日(月)香港会計師公会を訪問した。
 香港会計師公会理事の Cho Lung Pui Lan, Stella 氏、
 均富会計師事務所の Gary James 氏、均富税務有限公
 司の周大偉氏、KPMG の小池亮介氏から香港の税制に
 ついての説明を受け、質疑応答を行った。なお、香港
 会計師公会の概要は、現地にて配布された資料の一部
 を訳して作成したものである。



I 香港会計師公会の概要

香港会計師公会（以下公会と略す）は、会計師としての専門的な訓練、発展、規制等に
 関与する法で定められた香港の会計師の唯一の認可団体である。

公会（以前は香港会計師組合）は、專業会計条例（香港法律第50章）により法人化され
 たものである。

1. 職務

公会の職務としては、次のようなことがある。

- (1) 会計師の登録および資格認定書の発行
- (2) 会計師としての行動および道德規範について
の会員管理
- (3) 会計および監査の標準的な倫理規定の制定
- (4) 資格課程および関連課程を通して行う会計
師登録の管理
- (5) 会員への継続的教育および他のサービスの
提供
- (6) 香港および海外における専門会計師の発展の手助け



2. 入会資格

公会の会員になるには、次の条件を満たさなければならず、また、公会に認可された海外
 の会計師団体の会員は、一定の条件を満たしている場合に限り会員になることができる。

- (1) 会計学の学位か公会が認可した同等の資格を保持していること。
- (2) 公会の資格課程を修了して、試験に合格すること。

- (3) 実務経験システムに適合する公会が認可した雇用者もしくは監督者のもとでの実務経験があること。
- (4) 会計師の肩書きを維持するに値するような品行方正な人格の持ち主であること。
- (5) 21歳以上であること

3. 会員の表記と登録数

(1) 会員の表記

会員は公認会計師 (Certified Public Accountant, CPA) と表記され、次の頭文字を使用する資格が与えられるとともに、法定監査報告書に署名することができる。なお、公会は以下の名称を使用する権利を与えている。

- ・ 会 員 CPA
- ・ 特別会員 (fellow) FCPA

(公会もしくは公会が認可する会計師団体に7年以上在籍している者)



(2) 2008年4月30日現在の登録数

CPAの会員数は23,283名であり、FCPAの会員数は4,324名である。

開業している会計師事務所は1,418あり、このうち法人格を持つものは245社である。

4. 中国本土及び国際認可

(1) 中国本土での認可

公会の資格課程を終了した会員は、経済貿易関係緊密化協定 (Closer Economic Partnership Arrangement) により中国 CPA 統一試験のうち「財務費用管理」と「会計監査」の2つの試験を免除される。

(2) 国際認可

公会の資格課程は、世界五大陸で認可されている。公会はオーストラリア、カナダ、英国、ウェールズ、アイルランド、ニュージーランド、スコットランド、南アフリカ共和国、ジンバブエの公認会計士公会との協定に調印しており各国で開業する権利を有している。

II 香港税制の概要

1997年7月に中国に返還された香港は、いわゆる特別行政区となって「一国二制度」という状況が保たれている。すなわち、中国本土とは別に、経済・法律等のしくみが返還後も50年間は維持されているのである。

1. 税制委員会 (Taxation Committee) の成り立ち

税制委員会は、香港会計師公会の税制に関する委員会であり、香港の税務関係の教育も行

っている。その一環として、税制研究会（Taxation Interest Group）がある。

次に掲げるようなことについての政府との交渉・連絡等も税制委員会が行っている。

税務局（Inland Revenue Department）との年次会談

政府予算への要望

税制の解釈と実務指針

税制の広報活動

その他



2. 香港税制の現状

香港の税制は、中国本国との税制とは切り離されている。2047年までは、独自の税制が維持されることになっている。香港は、タックスヘイブンではなく、単に税金の安い地域である。香港の税制の特徴は、その課税範囲が、国内源泉所得のみである点である。そして、比較的シンプルな税法で低い税率によっていることも特徴的なことである。

3. 課税所得の範囲

居住者・非居住者、内国法人・外国法人の区別なく、国内源泉所得のみを課税所得としている。

直接税

- ・ 事業所得税 …… 香港に源泉をもつ事業等による所得を対象
- ・ 給与所得税 …… 香港での給与所得を対象
- ・ 資産所得税 …… 香港の不動産所得を対象

間接税

- ・ 印紙税 …… 主に香港の不動産の売買・賃貸、有価証券の売買を対象
- ・ その他 …… 自動車税、賭博税、航空旅客税、自動車燃料税、タバコ税、酒税

4. 税制

キャピタルゲイン、配当、利息、全世界所得に対する課税はなく、社会保険料、一般消費税もない。遺産税は2006年2月から廃止されている。源泉所得税はその範囲が限られており、主に香港以外の居住者に支払われるロイヤリティに対して課税される。

5. 税務行政

金融国庫局の財務庁長官が税制を司っている。税務行政は「税務局（IRD）」の所管である。税理士制度はなく、税務代理に資格は必要ない。事業所得税、給与所得税、資産所得税は、賦課税方式である。税務局は、毎年、事業所得税用、給与所得税用、資産所得税用の申告書を納税者に送付し、納税者は法律で定められた期限までに収入の明細を申告する。税務局は、申告内容を査定して、税額を決定し、納税者に賦課する。給与に対する源泉所得税はない。

納税者が自ら税額を計算して申告する申告納税制度ではない。

6. 二重課税防止協約

最近、二重課税防止協約（DTA）の交渉、締結を進めている。現在、この協約は、ベルギー、タイ、中国本土、ルクセンブルグと結ばれている。アジアやヨーロッパの各国の司法当局と交渉がもたれ、年内に新たな協約の締結が期待されている。なお、課税に関する情報は、内国歳入法によって秘密保持がなされているが、他国の司法当局と情報交換は行っている。

7. 移転価格税制

香港には移転価格税制に関する規定はないが、多数の租税回避行為に対する規定は存在する。移転価格は独立第三者間価格によってなされるべきであるが、日本ほど詳細な書類の保管は必要ではない。

8. 罰則

過少申告は3倍課税で、10,000香港ドルから50,000香港ドルの加算税が課される。

9. 移転価格税制の要調査対象

損失を計上している会社、マージンの変動の激しい会社、タックスヘイブンにある会社と取引のある会社が、移転価格税制に関する要調査対象会社となることが多い。



III 質疑応答

香港税制の説明後、質疑応答を行った。

1. 税務調査について

○ 質問

1991年から香港では、実地での税務調査が行われていると伺っているが、どの程度実施されているか、また、顧問の公認会計師は、現場に立ち会うのか。

● 回答

実地での税務調査は、今では通常の調査として行われている。書面上、申告内容がおかしい場合は、会社への連絡後、実地での調査を行っている。1年間で300社から400社ほど調査を行い、1社の調査期間は、6か月から9か月間かかっている。調査の結果、重要な修正事項があると、場合によっては会計監査の意見に影響がでることもある。

税務調査の方法には2つあり、1つは会社が税務署に行き調査を受けるケースで、もう一つは税務署から会社に行き調査を行うケースである。いずれの場合も、顧問の公認会計師は立ち会うことはなく、会社の雇っている税務コンサルタントが立ち会うのが通常である。

◎ コメント

香港の会社数が約70万社あることを考えると、税務調査の比率は0.05%程度である。日

本での税務調査が約5%という比率を考えると、かなり少ないようである。香港では税理士制度はないが、どの会社でも税務コンサルタントを雇っており、これが顧問税理士のような役割を担っている。税務コンサルタントは税務調査の立ち会いのほか税務申告書の作成も行っており、公認会計師は、会計監査を通して、申告書のチェックを行っているようである。

2. 監査証明書の虚偽証明について

○ 質問

香港では法人の税務申告書を提出するにあたって、公認会計師の監査証明書の添付が必要であるとのことだが、この虚偽証明が行われることはないのか。税務調査によって虚偽証明が行われたことが判明した場合、公認会計師に対してどのような処分がなされるのか。

● 回答

監査報告書が添付されていなければ、確定税務申告書（ファイナルファイリング）は受け取ってもらえない。提出された監査報告書に限定意見が付されている場合、税務調査（実地）が行われることが多い。法人所得税申告書が、間違っている場合、たとえ、監査証明書が適正である旨の記載があっても、責任を負うのはあくまで税務代理人であり、監査証明をした公認会計師ではない。ペナルティの額は納税すべき額であった額の最大300%である。最悪の場合は、刑事罰の対象にもなる。

◎ コメント

法人所得申告書すべてに公認会計師の監査証明書の添付が必要ということで、日本における書面添付制度を発展させたものとのイメージで質問した。しかし、税務当局は、監査証明をした公認会計師に対して、その申告内容について直接的な関係に立たないようである。推測するに、虚偽証明を行った公認会計師は、公認会計師公会または公認会計師の監督官庁に処分されるのであろう。

第3章 中国自動車産業の現状

訪問先：中国BYD（比亞迪汽車）
担当者：杉山 紋巳（岡崎支部）
河合 潤（岡崎支部）
小久保文雄（岡崎支部）
成瀬 正尚（豊田支部）

平成20年7月14日（月）、深圳に位置する中国BYD（比亞迪汽車）を訪問した。

社名のBYDとは、企業理念である「あなたの夢を実現させる」「Build Your Dreams」の頭文字、「汽車」とは中国語で自動車を意味する。

主にリチウムイオン電池メーカーとして、ITと電子部品製造企業に急成長した中国BYD（親会社）が、北京吉駆汽車、秦川汽車の合併・買収を通じ比亞迪汽車（子会社）を設立。中国独自の開発・製造・販売を目標に自動車産業界に新規参入し現在に至る。



今回の訪問では、自動車部門をメインに業務内容の説明、質疑応答を行った。交通事情から訪問先へは1時間遅刻し16時に到着、だが定時は17時！という非常に限られた時間の中ではあったが、製品展示室の見学も行い、実際に製造された自動車に手を触れることも出来た。

本稿は、朱愛云総経理（財務担当副社長）を中心とした質疑応答をとりまとめ、加筆・要約し報告を行う。

I 会社の概要と略歴

- 1995年 比亞迪公司（親会社）の設立。登録資本250万元、従業員20人。
- 2002年 香港取引市場に上場。中国民営企業に対する信任を得る。
- 2003年 世界第2位のリチウムイオン電池メーカーとなる。
- 2003年 刊行誌に王西福社長率いる中国BYDがアジアのスターとして掲載。
- 2002-3年 合併・買収を通じ比亞迪汽車（子会社）を設立。自動車産業界に参入。
- 2003-5年 新型車F3を生産・発売。新車賞、最人気賞、期待車賞などを獲得。
- 2006年 世界の新興企業ベスト100に認定。
- 2007年 IT・自動車産業を2本柱とした複合企業として高い成長率で躍進中。中国本土に7拠点を有し、米国、欧州、インド、日本など世界各国に販売網を展開。

II 業務内容、会社の運営や理念

1. 自動車産業

(1) 工場の運営

世界各国に 5,000 人の研究員、40 に及ぶ研究室、民営では初の自動車テストセンター、北京に自社専用の金型製造工場を持つ。「独自開発・独自商標・独自発展」の堅持から、100%国産を目指す。車体の製造に必要な機械、例えば、塗装設備はドイツから、プレス設備はスペインから、溶接設備は日本など海外から購入する。

お客さまに対して「プロの水準・安い料金・高い水準」をモットーに、自動車の設計や、模型の製作、車体の生産などを行う。また、生産した自動車をマーケットに出荷する際には、比亞迪上海自動車検測センターに於いて 40 項目にわたる試験を行う。

いずれにせよ、比亞迪汽車の 2006 年の対前年比売上は 101% 増に達し、王社長が掲げる「2025 年には、世界販売力第 1 位の自動車メーカーになる」という夢に向かって右肩上がりの成長を続ける。

(2) 製品（F シリーズ）の魅力

主力製品である大衆車 F 3 セダンは、中国国内ブランドとしては最短で 10 万台目の販売記録を達成した商標車種となった。また、2008 年 3 月に開発した F 8 オープンカーは、開閉部位の特徴が布地の幌ではなく車体と同じ金属の開閉式で、中国マーケットで初登場の際、乗用車設計賞、中国新開発車賞などを受賞した自信作である。

比亞迪汽車は、親会社である中国 B Y D が電池メーカーであることから、当初は電気自動車を生産する目的で自動車業界に参入したものの、今現在は内燃機関の自動車のみを量産している。今後は電気自動車の開発研究にも力を入れる。



2. IT産業

中国最大の電池メーカーであり、世界第2位のシェアを持つ。主力製品のリチウムイオン電池のほか、電子部品、携帯電話、電動工具、プラスチック枠などを手掛け世界各国で販売網を構築する。主要顧客は、モトローラー、パナソニック、エリクソンなど。グループ全体では既に10万人余りの従業員を有し、特に研究開発部門では、表面技術研究所、通信電子研究室、ビデオカメラ試験室など多数の研究所を設け「世界レベルのIT企業」へと日々躍進を続ける。

(1) 企業理念と社会貢献

「平等・現実・情熱・独創」「あなたの夢を実現させる」を企業理念とする。企業内にBYD幼稚園、小中学校、技術学校など教育施設を建設し、人材育成に力を入れるほか、従業員の資質や生活レベル向上のため、図書館、スポーツ

施設、病院、スーパーマーケットなど余暇時間の有用性も踏まえ、あらゆる施設を提供する。

2003年の納税額は14.9億元に及び、公益活動にも積極的に貢献している。2008年の四川大地震の際には、2,000万元の寄附（さらに社員が600万元の寄附）を行い、エアージャッキも1,000基ほど提供した。企業活動のみでなく、社会公益活動に対しても尊敬される企業文化の構築こそが企業の発展、従業員の資質向上に繋がると考える。



III 質疑応答

1. ○質問：中国における比亞迪汽車の自動車シェアはどのくらいか？

●回答：詳しくは分からない。なぜなら、私（朱副社長）は財務担当副社長なのでマーケットのことは詳しくない。ただ、中国BYD（比亞迪汽車）は、2003年から自動車産業界に参入したため、未だ中国国内でのシェアは低いのではないかと考える。

2. ○質問：日本の若者の間では、ワンボックスカーやミニバンなどの人気が高いが、比亞迪汽車の自動車の特色・魅力についてどう考えるか？

●回答：生産する車種の中ではF3が若者に人気がある。F6は高級志向の自動車で、いずれも中国ではセダン中心のマーケティングである。
比亞迪汽車の特色は、「独自開発・独自商標・独自発展」を堅持するため、中国国内に自社工場や多数の研究所を設置し、独創性ある中国オリジナルの自動車生産を行うことにある。

3. ○質問：日本では、自動車に対し自動車取得税、自動車税、自動車重量税、揮発油税など様々な税金が課せられるが、中国に於いては自動車にはどのような税金が課せられるのか？
- 回答：増値税がメインである。税率は車両価格の17%である。ガソリン税(揮発油税)に相当するものはないが、通行料に転嫁される場合もある。日本と比較すれば、自動車に係る税金は少ないといえる。
- ただ、自動車製造に於いては、増値税の課税項目(製造工程に必要な金属・プラスチックなどの部品)が多いのが特徴である。
4. ○質問：日本では、石油価格の高騰からCO₂削減に向けたエコ意識が高まっており、自動車グリーン税制など環境負担の少ない車に対する自動車税等の軽減措置がある。中国では、例えばハイブリット車購入に対する公的援助はあるのか？
- 回答：中国では、ハイブリット車や電気自動車購入に対する公的援助はない。
- ◎補足：現在、中国で四輪車や二輪車などを購入する場合、車両価格の17%の増値税に加え、増値税を差し引いた価格の10%を「車両購入税」として支払いを義務付けている。今回、中国政府が認定した環境対応車(ハイブリット車やディーゼル車)の購入に際して、この車両購入税を免除する優遇税制が2008年度中に導入される見通しである。これにより環境対応車は実質的に8~9%の値下げとなる。
- (日本経済新聞 2008年6月26日 記事より)
5. ○質問：中国では、自動車所有者に対し車検制度はあるのか？
- 回答：車検制度は存在する。年1回行われる。
6. ○質問：人気車種F3の全長はどのくらいあるのか？また、その特色は？
- 回答：4m程度の全長がある。特に若者に人気の車種である。質疑応答の後、製品展示室を案内するので詳細は現物を見て確認してほしい。
- ◎補足：直4/1500cc、5MT、全長：4.533m、全幅：1.705m、全高：1.49m、車輛重量：1.2t、ホイールベース：2600mm、トレッド：前1480/後1460mm、タイヤサイズ：195/60R15、最小回転半径：5.1m、燃料タンク容量：50ℓ、最高時速180km/h、参考価格8~11万元。
- (比亞迪汽車ホームページ <http://www.bydauto.com/> より)
7. ○質問：日本では現在、石油価格の高騰や環境保護意識から、ハイブリット車は人気車種で4カ月待ちの状態である。デトロイトのモーターショーに於いて比亞迪汽車は、ハイブリット車を出展していたが、今後にわたり量産する可能性はあるのか？
- 回答：現在ハイブリット車は製造していないが、近いうちにとは考えている。

石油価格の高騰や環境問題に鑑み、ガソリンエンジンの代替として今後は電気自動車に力を注ぎたい。周知の通り、中国BYDの本業はリチウムイオン電池メーカーであることから、充電部分である自動車用電池の研究開発を進める意向である。

- ◎補足：家庭用電源で充電可能な「プラグインハイブリット車」を2008年中に発売する計画である。自社開発のリチウムイオン電池を採用し、一度の充電で100km走行できる。実現の運びとなればプラグインハイブリット車で世界初の量産メーカーとなる。発売予定の車種「F3DM」は電気だけの走行とガソリンエンジンを併用する2種類の走行が可能で、さらに特徴としては、車両専用の電源を使えば約15分で80%の充電ができ、家庭用でも約9時間で充電が完了する。販売予定価格は約15万元。（日本経済新聞 2008年10月18日 記事より）
8. ○質問：会社の概要に、2005年8月に日本支社設立とあるが、日本での販売計画や実績などはあるのか？
- 回答：現在、日本では比亞迪汽車の自動車販売は行っていない。中国BYDのリチウムイオン電池やIT部品の更なるシェア獲得、あるいは日本の携帯電話・家電・ゲーム機メーカーなどへの売込みが主な目的である。
9. ○質問：中国BYDは1995年設立の会社であるが、日本では僅か13年でこのような急成長を遂げる企業は先ず存在しない。短期間のうちにビッグな企業になることが出来た秘訣は何か？
- 回答：リーダーの発想。つまり、有能な実業家である王社長の存在が大きい。王社長率いる中国BYDは、企業理念である「平等・現実・情熱・独創」の下、まず管理職は偉いと捉えるのではなく、従業員をサポートする役割であると考え。企業文化の構築は、仕事ばかりでなく余暇時間も大切であることから、社宅や体育館の建設、幼稚園からの人材育成など、従業員の安定や資質向上を図るため、あらゆる福利厚生を提供する。その成果である従業員の勤労意欲の高揚こそが中国BYDが急成長した要因といえる。
10. ○質問：中国BYDの根幹を成す資金調達力はどうなっているのか？
- 回答：上場（香港証券取引所）することにより資金を得ている。2002年の上場時には16億香港ドル、2007年BYD電子設立の際には50億香港ドルの資金調達を得ている。2007年中国BYDは16億元の利益を計上し、銀行からの信用度も高く“AAA”の評価を受け資金調達は比較的容易である。また、昨今の不動産価格の高騰が中国BYDの土地所有権の価値増加をもたらす好循環に影響する。

IV 製品展示室の見学と中国BYDの雑感

質疑応答の後、製品展示室に移動、写真撮影は禁止。定時 17 時を過ぎているため冷房が切られ蒸し暑い。仕事を終えた従業員が展示室前の A T M 機に列を成しているのが印象的であった。

展示室入口から I T 産業部門の製品である携帯電話のボタンやプラスチック枠、電気製品のバッテリーや電池などがガラスケースに並ぶ。さらに奥に進むと、自動車部門の部品であるエンジン、自動車の車体枠、空調部品などが置かれている。そして、最後に完成品である比亞迪汽車の自動車展示されている。高級志向の F 6、中国初のオープンカー F 8（開閉部分の素材が金属）、人気車種 F 3 など、自動車ショールームのように実際にドアを開け、ハンドルや計器を手で触れることも出来た。

中国 B Y D は、本業のリチウムイオン電池メーカーとしては世界第 2 位のシェアを持ち、会社設立から若干 13 年で自動車をも量産する企業に急成長した。中国政府の後押しも否めないであろうが、カリスマ的社長の存在。家族、企業、街ぐるみの経営。何より豊かになろうと努力する従業員の勤労意欲といった企業経営が好循環に働いた成果であろう。

いずれにせよ、「2015 年には中国販売力第 1 位、2025 年には世界販売力第 1 位の自動車メーカーになる」という王社長の理想に今後も関心を寄せ、その実現性を見届けたい。

第4章 華南ビジネスモデルの実態

訪問先：技研新陽有限公司中国工場（技研新陽電器廠、栄光技研電器廠、東莞愛電電子有限公司）

担当者：青山 倫子（小牧支部）

吉岡 修（上野支部）

久保 暁寛（尾鷲支部）

辻村 冽志（豊橋支部）

I はじめに

広東省広州市から車で約2時間のところに位置する東莞市橋頭鎮にある技研新陽有限公司を訪れた。技研新陽有限公司は、資本金3億4千万円、香港に本社、中国東莞市に生産工場を置いている。敷地面積125,000㎡、工場床面積105,000㎡、中国人従業員10,300人を擁し、敷地内に宿舍のほか幼稚園まで備えた全寮制の事業所である。来料加工を行っているが、独资企業の工場も併設されている。中国工場での生産品の主な物としては、ACアダプターや液晶モジュールなどのチップ部品実装基板、小型モーター、ブレーカなどの組立てが行われており、日本メーカーの製品も数多く製造されている。この法人の取引形態の中で最も特徴的とも言えるのが、来料加工方式を採用している点であり、以下、この来料加工方式及びそれを取り巻く諸制度について注目してみたい。

II 中国珠江デルタ地域と東莞市について

図1 【中国珠江デルタ地域図】



（出所）中国まるごと百科事典

まず中国華南地域に位置する東莞市の面積は、2,465km²である。南北では50km、東西では70kmほどの広がりがあり、人口は約750万人（2005年）である。珠江デルタの北東部に

位置し、古くから莞城鎮（現莞城区）と、水運の要地である虎門鎮を中心に街が形成されていたが、現在の市域の多くは赤土が広がる貧しい農村だった。

しかし、改革開放政策が採られてからは、広州と深圳、香港の中間に位置することから、香港企業、台湾企業の委託加工先や工場建設の好適地として、衣料品、日用雑貨、玩具、電子製品、パソコンまで、重工業以外の各種工場が林立する工業地帯に変貌した。特に、パソコン部品は世界の供給拠点として重要な地位を占めている。また、輸出に必要な包装用段ボール箱を製造する、製紙工業も盛んで、中国最大の工場もある。

当該地域では、来料加工という中国華南地域特有の委託加工方式が採用されているのが特徴的であり、華南地域が爆発的な経済成長を遂げた牽引役を務めた。土地代、工場建設費、人件費が非常に安いことを背景に、香港に現地法人を有する日系企業の大半がこの形態を採用している。現在でも中国全体の輸出額の40%以上が華南地域からの輸出であることがこれを実証している。東莞市と深圳市は、工場数及び雇用者数が珠江デルタ地域において郡を抜いていることが表1から読み取れる。

表1

【珠江デルタ地域の工場数と雇用者数】

分類	工場数	雇用者数 (万人)
地区別		
東莞市	14,300	254
深圳市	13,500	216
広州市	9,400	119
惠州市	3,400	118
仏山市	5,800	106
中山市	5,100	82
江門市	2,600	24
珠海市	2,200	31
肇慶市	1,200	17
自社工場(直投)※	23,700	
その他形式※※	33,800	
合計	57,500	965

(出所)三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発部

※外資系企業として企業登録されている拠点の工場

※※その他形式の主なものは、来料加工を含む‘三来一補’形式

労働者は、東莞周辺の人ではなく、中国奥地からの出稼ぎ労働者がそのほとんどを占め、その多くが20歳前後という非常に若い人達である(表2参照)。

表 2

【珠江デルタ地域の人口と企業数】

省市名	戸籍人口数	常住人口数	外資系企業数	外資系企業数	日系企業数
	(万人)	(万人)	(含む合併等/社)	(独資/社)	(独資/社)
広州市	751	950	1075	1367	453
深圳市	182	828	1203	1636	400~500
東莞市	166	656	510	1772	N. A.
珠海市	90	142	307	456	N. A.
仏山市	354	580	646	340	N. A.
中山市	141	243	126	432	N. A.
惠州市	298	371	250	324	N. A.
江門市	386	410	225	274	N. A.
その他	5533	5014	892	490	N. A.
合計	7900	9194	5234	7091	2000~3000 (含む来料)

(出所)三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発部 作成

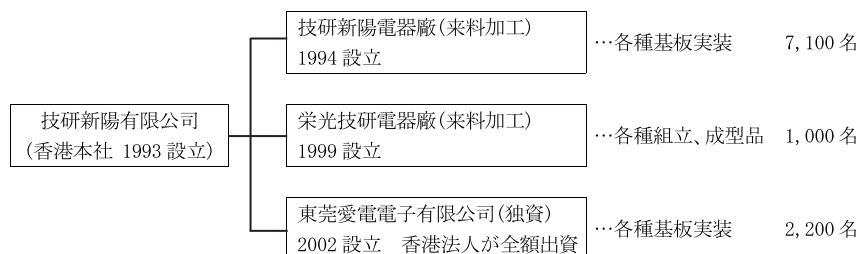
Ⅲ 視察内容

7月15日午前9時、視察団のバスは工場正門からまっすぐに200メートル以上入ったところにある大きな4階建ての建物の前で停車し、ホールを備えた玄関を通して会議室へ案内された。この建物の1階は広大な事務系スタッフの執務室を中心に、応接室や会議室が周囲を取り囲むように回廊が設けられた事務所となっており、2階以上は液晶関係の工場になっている。執務室では、多くの人がパソコンと電話を使ってせわしげに事務をしていた。

林団長のあいさつのあと、郭工場長から事業所の概要について日本語で説明があった。事業所の規模や位置付け、経営理念、さらに労働組合のこと、品質管理の実践、工員教育、福利厚生面での処遇などがパワーポイントを使って解説され、特に従業員のモラル向上に関しては、日本の大規模事業所と遜色ない体制であることが強調されていたように思われる。

事業所の構成は表3のとおりである。

表 3



このようにひとつの敷地内に三社が存在していることになるが、それぞれの建屋、製品や材料の管理、物流は完全に区分されており、福利厚生施設だけが共通しているという。

従業員については、92%が女性で平均年齢は22.6歳、全体の4分の3が勤続2年未満であり、また同様に全体の4分の3が中学卒ということである。勤続5年以上の従業員数

はずか7%にすぎないのであるが、ライン作業の過酷さや作業自体の単純さを考えると、定着を図るより新たな人材の確保に力を入れざるを得ないようである。このことはまた、結果的に人件費増加を抑え、低コストの維持にもつながっているのであろう。また、近年は若者の間に月光族（毎月を楽しむ）という刹那的な風潮もみられ、より給与の高いところを求めて転々とするのが日常化しているという。

従業員を出身地別にみると、地元である広東省の出身者は1.8%にすぎず、ほとんどが四川省その他の内陸部から職を求めて移動してきた若者たちで占められている。

これら従業員の帰属意識をいかに会社につなぎとめておくかが企業にとっては重大な問題で、周辺では労使間にストライキが頻発して立ち行かなくなったという合弁企業もあるとのことである。しかし、訪問した企業では社員教育、福利厚生や人間関係にも配慮し、良好な労使関係を築いていると担当者が胸を張っていたのが印象的であった。

このような概要説明のあと、周副工場長より「外国投資企業関連」と題して大変流暢な日本語でレクチャーを受けた。中国や地方の商事・貿易に関する法制、税制等も交えて当事業所における現実の物の流れや実際の増値税証憑などを参考にアウトラインを説明していただいた。

その後、会議室を出て事業所内を見学した。スタッフ執務室がある事務所棟とは別の建物に案内され、そこはまさに女工さんがずらっと並んだ実装基板組立てラインであった。しかし、その一角にはチップ部品を高速で実装している日本製の機械が据えられており、彼女たちが手作業でしているのは指でつまめるぐらいの比較的大きな部品の実装やハンダ付けのチェックであった。おおむね一人がひとつの部品を担当し、流れてくる基板に次々にそれをセットしていくという繰り返しである。

機械やラインにはそれぞれシグナルが点灯していて、異常が起これば赤色になってオペレーションに支障が生じていることを知らせようになっている。機械や人の配置密度はかなり高いが、床には線を引いて内部の通路はきちんと確保されており、材料や製品も整理されていて手際の良さを感じさせる。掲示板にはグラフや事例の紹介、優秀者の写真などが貼られ、生産管理、品質管理に関しては日本の製造現場と変わらない取組みがされているようである。

敷地内には工場建屋の他、5階建くらいの宿舎（寮）が多くあり、ひと部屋に12人程が暮らしているとのこと、ベランダには驚くほど多くの洗濯物が整然と干されていて見



事な眺めであった。寮費は30元（450円程度）ということである。

このほか診療所や図書室、郵便局、売店などの前を通って、最初にいた事務棟からかなり離れた所にある幼稚園まで汗だくになって歩き、昼はスタッフ用の食堂で定食らしきものをいただいた。食堂に冷房はなく、汗をしたたらせながら麻婆豆腐を食べたが、味付けはよく暑さのせいもあって一気にたいらげた。

IV 労働者の賃金について

広東省労働・社会保険庁は、先に2008年4月から適用する最低賃金調整通知を公布し、また、7月になって今後3年間は毎年最低賃金を見直し、個人所得を2012年までに倍増させる計画を明らかにした。

ここ東莞市ではこのところ2年おきに1か月の最低賃金が574元 → 690元 → 770元と引き上げられており、雇用する企業に負担増を招いている。

中国では、直接労務費のほか、三金と呼ばれる社会保険（養老金、失業保険、医療保険）、さらに住宅公積金（これらを合わせて四金ともいう）の負担があり、賃金の上昇がこれら法定福利費をも増加させて雇用コストを押し上げている。

最低賃金の引き上げにより、このところ顕著な物価上昇をカバーして生活水準の維持向上を図るとともに、省内の労働力を確保することが狙いとされている。この状況に対し、もともと生産コストに占める人件費比率が高い産業では、より賃金の安い内陸部やベトナムなど外部へ事業所を移転する動きがみられ、また、人件費比率が低い生産品へのシフトや機械化など、採算性を見直す必要が生じているという。

さらに、2008年1月から施行された「労働契約法」により、労働者保護と雇用の安定を図る政策が進められており、労務管理に関しても、権利を強化された労働組合と連携するなど円滑な対応が求められている。

V 来料加工

来料加工とは、中国対外貿易合作部が制定した「加工貿易審査認可管理暫定規則」に定義がなされている。まず、加工貿易には、来料加工と進料加工の2つがある。

今回訪問先の企業は前述の表3のとおり、はじめは来料加工を行う技研新陽電器廠が設立され、その後、進料加工を行う独資の東莞愛電電子有限公司を設立している。

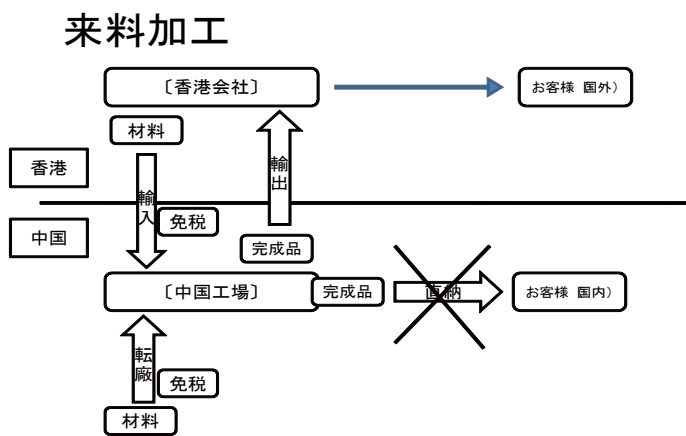
進料加工というのは、受託者が自分で原材料を買って加工する場合で、そうすると、完成した製品の販売・輸出は受託者が行うことになる。これに対し、来料加工というのは、原材料が委託者から支給され、受託者は物（製品）の売買ではなくて、加工というサービスを提供し、サービスの対価である加工賃のみの支払いを受領するという形になる（図2参照）。つまり、来料加工とは、外国企業が中国国内の工場に対し、原材料を無償で支給し、中国の工場が委託者の要求する品質、規格、デザイン、商標に基づき製品を製造し、加工された製品を、委託者がその全量を引き取る方式である。しかし、その裏返しとして国内販売はできない。また、委託者が受託者に加工に使用する機械を無償で貸与することがよく行われている。

受託者である中国企業は、来料加工廠と言われる郷鎮企業であり、これは原則として村や鎮などの地方自治体が管理する「発展公司」のことを指す。つまり、郷鎮企業が外国企業との間に委託加工業務に関する契約をし、その加工業務を行う会社として来料加工廠を設立する、という形をとる。しかしながら、これは建前としての解釈で、実際には外国企業が来料加工廠の経営をすべて行うのが通例であることから、外国企業から見た場合、村や鎮の名義を借りて会社を作る、というのがより実態に近い理解といえよう。

委託加工業務に関する契約書は「協議書」といわれ、発展公司と外国企業との間の各種取決めや確認事項が記載され、中国政府が承認することで効力を生ずる。したがって、この協議書には、業務内容や契約期間、加工賃の計算や決済に関する事項、設備や原材料の帰属についての確認その他、公式事項が記載されることになっており、その他のより現実的な補完的事項は「補充協議書」を別途作成して、そこで両者の合意事項を明らかにしておくことが通例である。

ここで外国企業とは、香港法人をいう。これは、そもそも来料加工貿易が、香港と中国との加工貿易の歴史に由来する部分が多いためであるが、決済の権限が加工廠ではなく外国企業にあり、また、各種の文書が同じ言語で作成され、地理的にも最も近いため、中国側の要望として加工委託企業は香港法人であることが条件とされる。香港は外貨管理規制がなく、決済についての障害が生じにくいというメリットがある。すなわち、香港は政府の民間活動に対するレッセフェール（積極的不介入主義）を採っており、経済的自由度が高く、交通の便、優秀な人材等、社会経済インフラの水準が非常に高いため、外国企業はこの香港子会社を経由して中国華南地区に来料加工形態で進出すると考えられる。したがって日本企業が来料加工により中国で生産を行うには、まず香港に現地法人を設立することから始めることになる。

図2



☆来料加工を採用することのメリット

来料加工貿易の取引上の最大のメリットは、加工廠に設置する生産設備や輸入する原材料がすべて関税、増値税ともに免税として取扱えることにある。いわば保税扱いのまま加工し

(出所) 技研新陽有限公司の発表資料より抜粋

て、基本的には全量を輸出することになる。なお、転廠と言って、税関等に必要手続きをすれば、加工廠の製品を他の加工廠の原材料として、保税扱いのまま国内で移送することもできる。

日本、香港、中国の3国での税法が組み合わせられて、来料加工が、低税率を実現させた取引形態であるということが最大の特色であろう。具体的には、以下の4項目が挙げ

られる。

1. タックスハイブン対策税制の適用除外例に該当

香港に日本の外国子会社を設立することで、香港企業は法人格が親会社とは別であり、かつ、外国企業であるため原則として日本では課税されない。しかしタックス・ハイブン対策税制によって日本親会社と合算課税を受けてしまうことになる。そこでタックスハイブン対策税制の適用除外例に該当することから、香港企業に対する合算課税が避けられるかということが日本の税法上からみた意味合いとなる。

2. 香港の税率は低税率

香港の税法は法人の場合、現在 17.5%の税率となっており、日本と比べるとかなり低い。

3. 香港の税制は Territorial Taxation System である

香港の税制は、国内源泉所得だけを課税して、国外源泉所得は課税しないという制度となっているため、この制度のもとでは、所得の発生場所が重要になってくる。そこで香港の通達により、香港企業が、原材料、技術ノウハウ、経営、生産技能、デザイン、熟練労働、現地雇用労働者の訓練監督及び製造設備機械を供給し、中国企業が工場施設土地及び労働者を提供する場合には、国内源泉所得と国外源泉所得の比率は 50 対 50 であるとされている。このため、税率 17.5%は半分の 8.75%で済む。

4. 中国においては、外資企業所得税、増値税、関税が課されない

中国では来料加工の委託者である外国企業の所得に対しては、外資企業所得税が課されない。また同じく外国企業、つまり来料委託者が無償で支給する原材料については関税が課されない。加工委託者である外国企業が無償支給する機械設備に対しては、増値税や関税は課されない。

まず香港に日本の企業の外国子会社を設立することで、日本の税法適用の範疇外とし、香港の税法を適用させることで低税率を実現させる。また、工場を香港ではなく中国華南地区の深圳又は東莞に設けることにより、設備投資費用及び人件費等のコストを限りなく安く抑える。このような恩恵を享受できることがメリットとして最も大きい。

税制面以外の来料加工方式のメリットとして概ね次のような点が挙げられている。

- ・ 経営を実質的に掌握できる
- ・ 投資負担が少ない
- ・ 中国法上の直接の義務を負わない
- ・ 外貨管理規制がない香港で決済できる

また、デメリットとして以下のようなことを認識しておく必要がある。

- ・ 中国国内で販売することができない
- ・ 委託加工貿易に対する規制が強化される方向である（制限品目の増加）

VI 進料加工と独資企業

加工貿易制度には上記のように加工賃のみを決済する来料加工のほか、外国企業から原材

料を輸入して外貨により決済し、できた製品を輸出してその代金を受領する形式の進料加工がある。外資系企業が行う加工貿易はこの進料加工であり、加工貿易許可を取得して所轄税関で手続きすることにより、輸出入に関して来料加工と同様に関税、増値税が免税となる。

これまで来料加工廠にて生産を委託してきた外国企業は、規制強化に伴い来料加工廠を契約解除により廃止して、新たに独資による企業設立に向け動き出している。このような規制強化の流れは、来料加工が素材や設備、生産ノウハウなどすべてを外国企業に依存しており、改革路線の草創期には外貨獲得や雇用創出の面で大きな成果をあげたものの、国内産業の発展を図る視点からは、このようなある意味で屈辱的な形態から次のステップへの移行を促進しようとする中国政府の政策に基づくものである。また、税金の面で郷鎮企業である加工廠では国税収入への寄与が低調であるという事情や、貿易黒字を削減しながら他方で国内産業を育成しなければならないというジレンマもある。

独資企業のメリットとしては、すでに述べたように経営をコントロールできることのほか、投資利益を独占できることや技術・情報の流出を最小限に抑えることができることなどがある。反面、デメリットとして、企業設立にあたり資金負担が大きい（土地・建物の取得、機械設備の購入等）ことや、進出先政府機関や地元企業との連携が合弁企業に比べ不利なことなどがある。

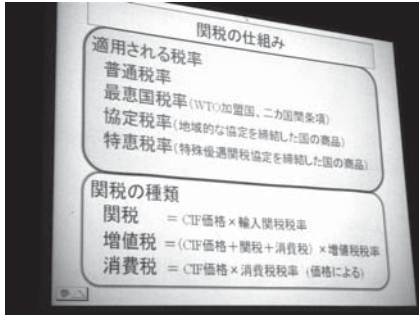
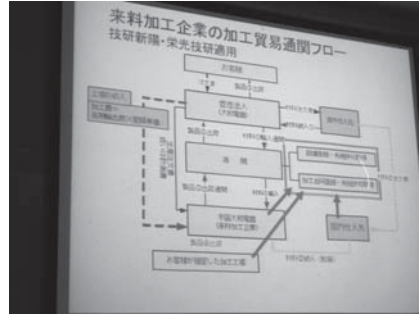
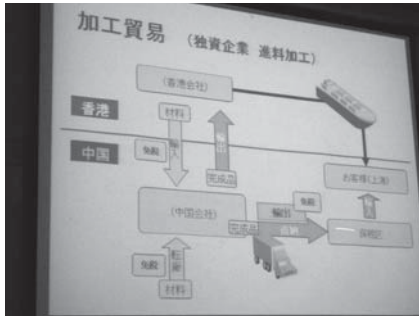
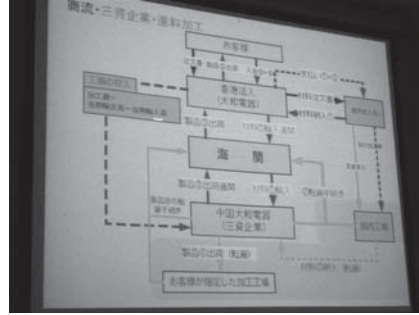
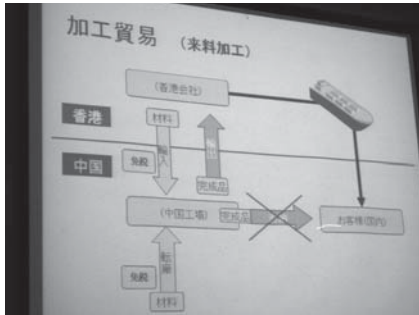
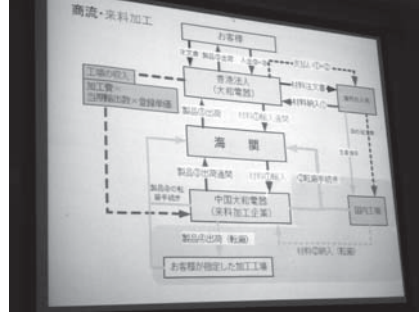
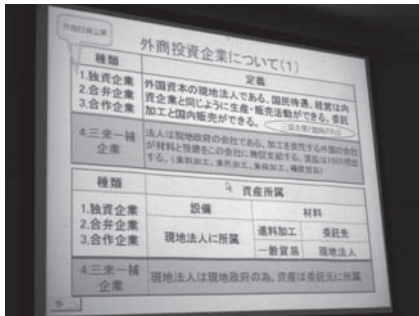
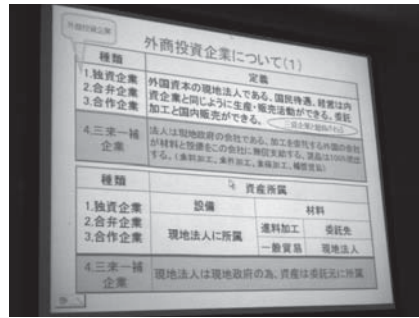
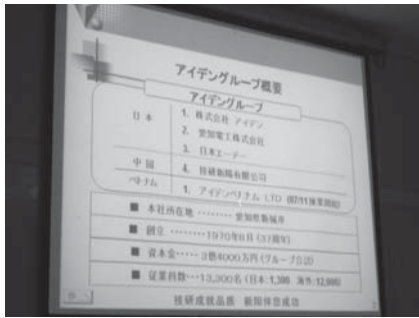
独資企業が進料加工を行う場合、同時にRMB(人民元)で自ら国内販売することもできるが、進料加工以外の部分について関税、増値税が課税されることになるため、保税原材料と製品は、その他の関税・増値税を納税して輸入した一般貿易貨物及び増値税を支払って購入した国内貨物と厳密に区分する必要がある。ただし、総生産額のうち加工貿易以外の国内販売等の占める割合については制限があり、多くは30%以下とされているようである。なお、このような形態は在庫管理や事務処理の増加をもたらすが、加工廠設置による来料加工と比較しつつ、加工貿易を継続したほうが有利な場合には一般的に行われている。

各種の税負担をはじめとする内地法人としての義務が増大するデメリットは大きいですが、大きなトレンドとして独資による中国での事業展開は今後一層増加するものと思われる。

Ⅶ おわりに

一般的に中国においては、法律的に複雑な面があることに加えて、社会秩序の違いや国民性の違いによるためか、万全を期していても思わぬ落とし穴がある場合がないとはいえない。行政当局への対応についても慎重を期す必要があり、進出企業は常にアンテナを高くしておく必要に迫られる。いずれにせよ、行政府の介入は資本主義国とは比較にならないものがあり、それゆえネゴシエーションとコンプライアンスの重要性を十分認識しておくことが必要であろう。

7月中旬の南亜熱帯は猛暑であり、エアコンのない所ではとても過ごせぬ気候であった。そんな中訪れた我々を大変丁寧にもてなしていただき、また、説明にあたってパワーポイントで準備していただくなど非常な手間をおかけした。前日から対応していただいた工場長、副工場長はじめ関係者の皆さんに感謝申し上げ、事業所の発展を祈りながら7月16日早朝、東莞をあとにし次の目的地である広州へ向かった。



第5章 東莞市徳信康会計事務所

訪問先：東莞市徳信康会計事務所
担当者：田中 幹子（四日市支部）
余語 眞二（尾張瀬戸支部）
藤田 晃（富士支部）

平成20年7月15日（火）午前に引き続き技研新陽有限公司中国工場にて徳信康会計事務所から中国注冊会計師・主任会計師の李志良氏、經理の黄玉霞氏にご出席いただき、お話を伺った。

I 徳信康会計事務所の紹介

東莞市城区に所在地がある1999年12月30日に東莞市工商管理局で登録された事務所でありクレストンインターナショナルの成員会計所でもある。職員は200人以上にのぼり、その中で注冊会計師は23人、注冊税務師は18人であり両資格を保有している者もいる。

徳信康会計事務所の業務範囲

- ・ 企業の資本金の検査と年に1回の定期検査
- ・ 企業の年度会計報告書の監査と外国為替状況の監査
- ・ 企業の記帳代行及び帳簿作成
- ・ 企業に対する長期的な会計、税務顧問
- ・ 企業の財務制度と内部管理制度を制定、企業内部經理担当者の育成訓練
- ・ 企業の合併、分割、清算に係る監査

を行っており、関与先は約1,500件超、その中で台湾資本の企業が約50%、中国企業は約30%を占めている。売上高は2007年で1,850万元（2億7,750万円）である。

II 中国における税務師業務について

登録された税務師は以下の業務をすることができる。

- ・ 税務登記の代行
 - ・ 納税に関する申告
 - ・ 帳簿及び財務諸表の作成
 - ・ 納税者からの増値税の資格申請の認定
 - ・ コンピュータによる増値税の専用領収書の代理発行
 - ・ 税関連の文書作成代理
 - ・ 税務コンサルティング、税収計画、育成訓練
- 税関連の文書作成には、企業所得税を計算して納税する申告の証明書や国家税務局と地方税務局の規定した鑑定書の作成業務等を含む。また、税



務申告は税務師が必ず代行するのではなく、これについての規定は現在ない。

Ⅲ 中国における会計業務について

注冊会計師法によって監査業務と会計コンサルティング業務及び会計の管理業務を行うほか審査認可業務とその他関連サービス業務を行う。そのうち監査業務は以下の業務が含まれる。

- ・ 企業の財務諸表の監査、監査報告書の作成
- ・ 設立前の企業の資本を検証して検証資本報告の発行
- ・ 企業の合併、分割、清算中の監査業務及び関連報告書の作成
- ・ その他規定された法律に基づく監査業務及び監査報告書の作成

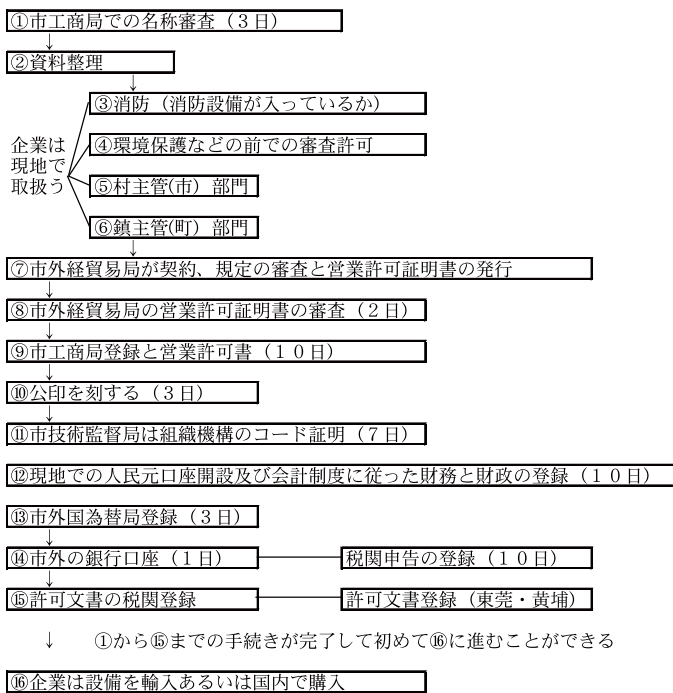
ここでいう設立前の企業の資本を検証するのは、東莞市では外国企業が法人を設立するにあたって設立時に少なくとも 100 万米ドルの資本金が必要だからである。この金額については北京、上海等とは異なるかもしれない。

Ⅳ 外国企業の設立から営業までの手続きについて

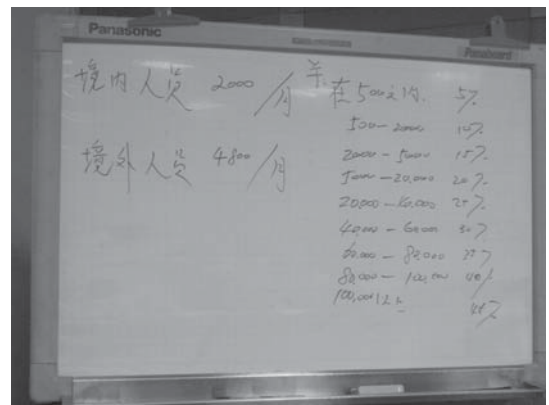
外国企業の設立については以下の図のとおりである。

外資企業設立のプログラム

※労働日数で計算



③の申請先に「消防」があるのは消防設備を備えていないと許可が下りないためである。
 また⑥までの手続きが全て完了して初めて⑧の設備購入に進むことができる。企業が消防、環境保護などの許可文書を提供できなければ建設計画の許可書のみ受け取ることができる。しかし後でまた正式の許可書の手続きを取り扱う必要がある。
 正式の許可書を得て、税務登録を変更した後で税関記録手続きを取り扱うことができる。



V 質疑応答

1. ○質問 税務師の資格制度について

- 回答 税務師の資格制度は全国で統一した試験を行う。試験科目は財務と会計、税法1、税法2、税収の関連法律及び税務代理実務の5科目である。これを3年以内に合格して2年以上の実務経験を経ると資格を申請することができる。試験免除制度は大学教授や研究者



といった職業に就いている者が3科目ほど免除されるが全ての科目が免除されることはない。

2. ○質問 税務調査について

- 回答 事前連絡なしでの調査は殆どない。しかし密告や多額の脱税行為をしていると疑わしいときは実施される場合がある。調査日程は一般的に1ヶ月以内である。税務機関管理の要求に従って登録税務師は納税者と関連資料を審査するよう委託される。登録税務師は企業所得税徴収報告書等といった税関連の鑑定報告を発行する。

3. ○質問 税務師の公務員出身者について

- 回答 公務員出身者は全体の2%程度である。1999年までは税務師は公務員と同じ扱いであったが組織改革によって公務員から外されてしまった。このためそれまでの税務師の中の公務員出身者の割合は高かったが、組織改革以降は少なくなっている。また公務員出身者でも一般と同じ試験を受けて合格しなければ税務師にならない。

4. ○質問 会計師等の種類について

- 回答 以下のような資格がある。
- ・ 注冊会計師
 - ・ 注冊税務師
 - ・ 評価師（資産の評価）
 - ・ 会計師（高級）
 - ・ 会計師（中級）
 - ・ 経済師
 - ・ 技師



5. ○質問 職業リスク基金について

- 回答 業務収入の5%をリスク基金として積み立てる必要があり、損害賠償時に備えているが現在のところ損害賠償は発生していない。

第6章 东莞市国家税务局桥头税务分局

訪問先：东莞市国家税务局桥头税务分局（广东省东莞市）

担当者：松原與志美（津島支部）

神谷 研（刈谷支部）

佐藤 好男（刈谷支部）

桥头税务分局列席者：

局長 林 永光

副局长 樊 敏彬

業務担当 羅 外 1人

平成20年7月15日（火）中華人民共和国广东省东莞市にある国家税务局桥头税务分局を訪問した。2007年6月に完成したばかりの非常に立派な5階建の建物で分局長室は3階にあった。会議室には我々のために花が飾られオリンピックが来月から始まるという緊張感漂うなかにも和気あいあいとした雰囲気での会議はスムーズに始まった。

まず分局長から中国の税務の法律は国务院で決められているので、地方はそれを実施するのみであるという税務分局の立場の説明があり、以下事前に提出していた質問に回答する形で色々解説された。

I 以下桥头税务署の概要について質疑応答した。

1. 桥头税务分局の概要

(1) 桥头税务分局は職員数25人

採用方法は国の公務員試験を受験、条件：大学卒業、PCができること、年齢制限あり等、合格率1/1000、毎年募集はあるが自分の希望する部署に入れるとは限らない。年によって募集部署は異なり、今年は裁判所、今年は税務署となる。

(2) 組織図（章末写真参照）

(3) 桥头税务分局管内の法人企業の業種割合

外資企業50%、内資企業50%の割合
（家具、電子部品、アパレル、金属部品加工等）
海外からの進出企業・アメリカ、日本、香港、ドイツ、台湾など

(4) 企業に対する調査

提供された資料が完備、記入内容が正確、各手続が完全、違法問題がなく条件が適えば、その場で完了する。

(5) 桥头税务署管内の注册税务师の人数は不明であるが15会計事務所がある。

(6) 企業所得税の納税者数及び税率



広東省 32 市の中で徴収税額の総額と事務量は中レベルである。

(7) 納税表彰の制度

AA,A ランクに分け多額納税者は表彰する。

AA・・・・・・違法行為なし

A・・・・・・申告内容考慮

(8) 税金の申告期限

企業所得税…月又は四半期の終了日から 15 日以内に税務機関に企業所得税予納申告表を提出し税金を予納する。また、5ヶ月以内に税務機関に年度企業所得税申告表を提出し追納、還付すべき税額の精算

個人所得税…毎月翌月の 7 日以内

(9) 税金を過誤納した場合更正の請求

更正の請求はできます。又、分局長の承認があれば還付する。還付加算税については納税者側の理由の場合はない。署側の理由による場合は利息を付して還付する。

II 事前に提出した質問事項の回答

1. 増値税について（増値税の税率、納税者、税額の計算について）

(1) 増値税税率

①納税者が販売または貨物を輸入する場合、一般的な状況下で税率は 17%

②納税者が販売または下記貨物を輸入する場合、税率は 13%

食料、食用植物油、水、暖房、冷房、お湯、ガス、液化石油ガス、LP ガス、メタンガス（沼地に微生物の分解により発生したガス）、住民用石炭製品、図書、新聞、雑誌、飼料、化学肥料、農薬、機具、農用フィルム、及び国务院の規定によるその他の物品

③納税者が貨物を輸出する場合、税率は“0%”だが国务院の規定のある貨物は除外される。

④納税者が加工、修理、修繕の労務を提供する場合、税率は 17%

(2) 増値税の納税者

中華人民共和国の国境内で加工、修理、修繕及び貨物を輸入する会社及び個人は増値税の納税義務者となる。

(3) 納めるべき増値税の算出

①納税者が貨物を販売又は納税すべき労務を提供される場合の納税額。

納税公式

納付すべき税額＝当期売上の税額－当期仕入税額

②売上税額＝当期売上額×税率（売上額は納税者の貨物販売又は納税すべき労務を提供する場合、買方から払ってもらった全部の代金及び代金外の費用を含む。但し、買方からもらった売上税額は含まない。）

③仕入税額は、納税者が貨物または労務の提供を受けた場合に支払うべき増値税額である。売上税額から仕入税額を相殺できる額は、売方から取得した増値税専用インボイスの上に明記された増値税額、税関から取得した関税証明に明記された増値税額等。

④当期売上税額が仕入税額より少なく、相殺に不足が生じる場合、不足部分は次期へ繰越

して控除することができる。

2. 営業許可取得後、開業前税務登記は、どこへなにを提出したらよいか？

営業許可がおりてから 30 日以内に、税務機関にて税務登記証を取得しなければならない。営業許可証の経営範囲にて、当該企業は準備期間中の企業であるかどうかを確認する。もし、営業許可証の経営範囲が正常営業と変更された場合、30 日以内に税務機関へ変更手続きをしなければならない。

3. 帳簿、証憑の管理について

① 帳簿、証憑はどのように保存、整理、保管したらよいか？

納税者、徴収義務者は、関係法律、行政法規及び国务院財政、税務主管部門の規定に従い帳簿を設置し、合法、有効な票証で記帳し決算を行わなければならない。

② 会計票証、会計帳簿、財務諸表、年度会計報告書等重要書類の保存年数は決められているか？

生産、経営に従事する納税者、徴収義務者は、国务院財政、税務主管部門に規定された保管期限（10 年）まで、帳簿、記帳票証、完税票証及びその他の資料を保管しなければならない。帳簿、記帳票証、完税票証及びその他の資料を偽造、変造、または勝手に処分してはならない。

4. 税金の申告期限、申告方法はどのようになっているか？

増値税納税者は 1 ヶ月を 1 期として納税する場合、月末から翌月 10 日以内に納税申告しなければならない。

5. 税金を過少申告した場合、修正申告はできるか？

納税申告に誤りがあった場合は、納税者は速やかに修正申告しなければならない。修正申告の時、未申告税額を納税すると同時に税金を滞納した日から日歩 0.05%（年率 18.25%）の滞納金を納付しなければならない。

Ⅲ 増値税のパンフレットの日本語訳

増値税納税申告（窓口にお越しの増値税納税者に適用する。）

一．申告期限

増値税納税者は月に一度納税申告すること。申告期間は翌月の 1 日から 10 日迄。

規定期限の最後の日が、法定休日の場合、休日終了の次の日を最後の日とする。期間中連休 3 日以上法定休日がある場合、休日日数で順延する。

二．申告場所

国税を主管する分局の納税服務庁

三．提出資料

（一）一般納税者の提出資料

1. 不可欠資料（提出が義務付けられている資料）
 - (1) < 増値税納税申告表（増値税一般納税者に適用） > 及び < 増値税申告表附属資料（表1）（表2） >
 - (2) 税控除 IC カード（小容量税控除 IC カードを使用する企業は、申告のデータが記録された CD - ROM を揃えなければならない）
 - (3) 偽防止の税控除用紙で、票証まとめ表と明細表を開設すること。
 - (4) < 中華人民共和国税収通用支払書 >（税、庫、銀にオンラインしていない納税者に適用）銀行の“転記”又は“現金転記”印が押されていること。
 - (5) < 広東省成品油小売ガソリンスタンド経営情報まとめ表 >
（成品油小売納税者より申告）
 - (6) < 増値税の輸送インボイス相殺リスト >
 - (7) < 税関完税票証相殺リスト >
 - (8) 毎月申告の < 機動車両生産企業の販売明細表 > 及び電子情報
（機動車生産企業より申告）
 - (9) 毎年の第一回目の増値税申告期に前年度の < 機動車両生産企業販売状況統計表 > 及び電子情報（機動車生産企業より申告）
 - (10) 毎月 < 自動車両販売統一インボイスリスト > 及び電子情報を提出
（自動車生産企業より提出）
 - (11) < 自動車販売統一インボイスの使用月報 > 及び使用済みの統一インボイスの控え
（自動車生産企業より提出）
 - (12) 当期販売したすべての自動車の < 車番リスト > を提出、申告
（自動車生産企業より提出、申告）
 - (13) 毎月 < 自動車両の代理店販売明細表 > 及び電子データを提出
（自動車販売代理店より提出）
 - (14) 毎月 < 自動車両販売統一インボイスリスト > 及び電子データを提出
（自動車販売代理店より提出）
 - (15) < 自動車販売統一インボイスの使用月報 > 及び使用済み統一インボイスの控え
（自動車販売代理店より提出）
 - (16) 重点税源企業申告表（重点税源企業）（一式一部）
 - (17) 納税者がもし、貨物運輸インボイス、スクラップのインボイス、税関輸入貨物の完税票証を取得し、これを他の税金と相殺したい場合、相殺データ等を記録する電子情報の CD - ROM を同時に提出しなければならない。
 - (18) 税金還付部門が確認済みの < 生産企業輸出貨物免税、相殺還付の申告一覧表 > を提出（免税、相殺還付の申告をする生産企業より提出）
 - (19) 審査結果の照合通知書（指導期間中、納税者が送付）

2. 備考資料

- (1) 開設済みの普通インボイスの控えの綴り

- (2) 相殺条件に符合し、当期相殺申告した増値税専用インボイスの相殺控え
- (3) 税関輸入貨物の完税票証、運輸インボイス（相殺なし）、農産物を購入する場合の普通インボイスの控え、原本及びコピー
- (4) スクラップ専用インボイスの相殺控え
- (5) 買付けインボイス、運輸インボイス（相殺あり）の相殺控え
- (6) 天引き税金の票証控え
- (7) 主管税務機関に規定されたその他の備考資料

(二) 小規模納税者の提出資料

- (1) 増値税納税申告表（小規模納税者に適用）
- (2) <自動車販売統一インボイス使用月報>及び使用済み統一インボイスの控え（自動車販売代理企業より提出）
- (3) 毎月<自動車販売統一インボイスリスト>及び電子データ（自動車販売代理企業より提出）
- (4) 毎月<自動車販売代理企業販売明細表>及び電子データ（自動車販売代理企業より提出）
- (5) 税控除レージを扱う納税者は、税控除レージの IC カードを提出

四. 手続順序

- (1) 如実に申告表及び関係資料を記入した上、社印を押す。
- (2) 主管税務分局の納税サービス窓口にて、納税申告をする。

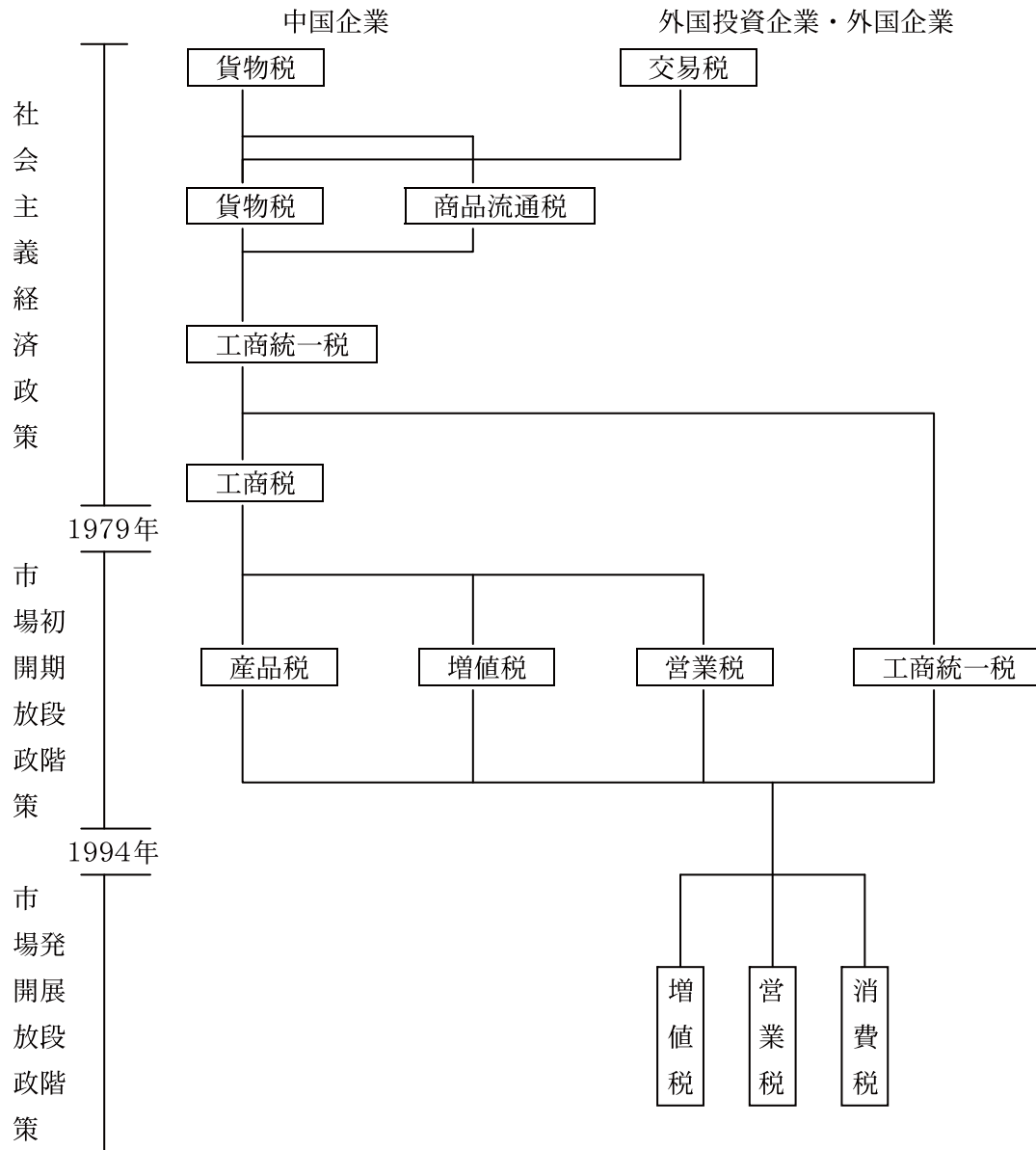
五. 審査期限

提供された資料が完備、記入内容が正確、各手続が完全、違法問題がなく、条件が適えばその場で完了する。



中国の營業稅の沿革

「流通稅の改革」



(出典) 中国稅務總覽—實務と対策— [1] P.4003 (第一法規)

市營業稅納稅申報表

所属時間： 年 月 日 至 年 月 日
 申報地點： 市 區
 稅務登記號：
 稅務管理碼：
 經濟類型：
 開戶銀行：
 電腦編碼：
 註冊類型：
 帳 號：
 金額單位：元

稅目	征稅項目	營業額	減除額	免稅額	應稅營業額	稅率(%)	本月應納稅額		交(退)交		
							應交	已交	未交	交(退)	
							當月數	累計數	當月數	累計數	
小計						×					
	代扣代繳營業稅項目					×					
免稅 稅 內 容							合 計				

申報日期： 年 月 日
 核收日期： 年 月 日
 限交日期： 年 月 日
 申報單位(蓋章)： 財務負責人： 核收人：

資料提供：神谷 研

增值稅納稅申報表

(适用于增值稅一般納稅人)

根据《中华人民共和国增值稅暫行條例》第二十二條和第二十三條的規定制定本表。納稅人不論有无銷售額，均应按主管稅務機關核定的納稅期限按期填報本表，并于次月一日起十日內，向当地稅務機關申報。

稅款所屬時間： 年 月 日 至 年 月 日 填表日期： 年 月 日 金額單位：元至角分

納稅人識別號		增值稅納稅類型	增值稅一般納稅人(正常戶)	所屬行業	
納稅人名稱(公章)	有限公司		法定代表人姓名		電話號碼
開戶銀行及帳號		企業登記註冊類型	外資企業		電腦編碼
註冊地址	市 區	營業地址	市 區		
項 目	行 次	一般貨物及勞務		即征即退貨物及勞務	
		本月數	本年累計	本月數	本年累計
銷售額	(一)按適用稅率徵稅貨物及勞務銷售額	1			
	其中：應稅貨物銷售額	2			
	應稅勞務銷售額	3			
	納稅檢查調整的銷售額	4			
	(二)按簡易徵收辦法徵稅貨物銷售額	5			
	其中：納稅檢查調整的銷售額	6			
	(三)免、抵、退辦法出口貨物銷售額	7			
	(四)免稅貨物及勞務銷售額	8			
	其中：免稅貨物銷售額	9			
	免稅勞務銷售額	10			
稅款計算	銷項稅額	11			
	進項稅額	12			
	上期留抵稅額	13			
	進項稅額轉出	14			
	免抵退貨物應退稅額	15			
	按適用稅率計算的納稅檢查應補繳稅額	16			
	應抵扣稅額合計	17=12+13-14-15+16			
	實際抵扣稅額	18(如17<11,則為17,否則為11)			
	應納稅額	19=11-18			
	期末留抵稅額	20=17-18			
	簡易徵收辦法計算的應納稅額	21			
	按簡易徵收辦法計算的納稅檢查應補繳稅額	22			
應納稅額減征額	23				
應納稅額合計	24=19+21-23				
稅款繳納	期期末繳稅額(多繳為負數)	25			
	實收出口開具專用繳款書退稅額	26			
	本期已繳稅額	27=26+29+30+31			
	其中：①分次預繳稅額	28			
	②出口開具專用繳款書預繳稅額	29			
	③本期繳納上期應納稅額	30			
	④本期繳納欠繳稅額	31			
	期期末繳稅額(多繳為負數)	32=24+25+26-27			
	其中：欠繳稅額(≥0)	33			
	本期應補(退)稅額	34=24-28-29			
即征即退實際退稅額	35				
期期末繳查補稅額	36				
本期入庫查補稅額	37				
期期末繳查補稅額	38=16+22+36-37				
授權聲明	為代理一切稅務事宜， (地址) 為本納稅人的代理申報人，任何與本申報表有關的往來文件，都可 授權人簽字：		申報人聲明 此納稅申報表是根據《中華人民共和國增值稅暫行條例》的規定填報的，我相信它是真實的、可靠的、完整的。 聲明人簽字：		

以下由稅務機關填寫：

接收人：

主管稅務機關蓋章：

收到日期：

資料提供：神谷 研



第7章 広東省国家税務局

訪問先：広東省国家税務局
担当者：糟谷 修（西尾支部）
小林 宏旨（藤枝支部）
芹澤 光春（沼津支部）

平成20年7月16日午前、広東省国家税務局を訪問した。当局の周家喜副局長をはじめ、大勢の幹部の歓待を受けた。

席上、国家税務総局及び中国の税制について、以下のような説明を受けた。

I 国家税務総局の概要

広東省国家税務局は、1994年に中国の税務執行が分税制になることによってできた組織であり、国家税務総局の出先機関となっている。

その下部組織には、広州市、深圳市など、副省レベルの税務局があり、19の市レベルの税務局がある。また141の県レベルの税務局が設置され、これは日本で言えば税務署レベルと言えるものである。

広東省国家税務局の職員数は約23,000人、管轄する納税者は151万社(人)である。

主として、増値税、消費税、企業所得税並びに増値税及び消費税の輸出還付税金の管理を担当している。

2007年の広東省国家税務局の徴収税額は4,921億元であり、中国の税收総額の10分の1を占めている。これは13年連続で中国の省国家税務局第1位を保っている。2008年上半年(1～6月)の税收は2,981億元であり、おそらく今年も中国第1位を達成できるものと期待されている。

中国の税制は以下の5種類に分類される。

すなわち(1)流通税類 (2)所得税類 (3)財産税類 (4)資源税類 (5)その他の税類である。また、税目としては、①増値税 ②消費税 ③営業税 ④企業所得税 ⑤個人所得税 ⑥資源税 ⑦都市土地使用税 ⑧房産税 ⑨都市房産税 ⑩都市維持建設税 ⑪耕地占有税 ⑫土地増値税 ⑬車両取得税 ⑭車船税(筆者注：車両船舶使用税) ⑮印紙税 ⑯契約税 ⑰タバコ税 ⑱関税 ⑲トン税の19種類がある。

関税とトン税は税関が扱い、残りの17税目を国家及び地方税務局で取り扱っている。



II 最近の税制について

2008年1月1日より、従来行われていた外資と内資の区分を撤廃し、新中華人民共和国企業所得税法が施行されている。

今回の改革の柱は、以下のような主旨である。

- (1) 内資と外資の税負担における公平性を図ること
- (2) 社会と経済の発展を視野に入れたものであること
- (3) 政府の産業政策に合致するためのものであること
- (4) 国際化の原則
- (5) 所得の配分関係

つまり、国家の権益と納税者の負担能力の調整及び納税コスト低減のための徴収しやすいものとした、といったものである。

また新しい制度は旧制度と以下の点で異なっている。

- (1) 内資企業と外資企業に対し同じ法を適用し、同一の税率（原則 25%）によって課税を行うこと
- (2) 損金算入に関するルールを制度的に統一
- (3) 優遇税制のルールを統一
 - ① 技術の向上、企業開発力の向上
 - ② インフラ整備
 - ③ 農産業、環境保護
 - ④ 安全生産の支援
 - ⑤ 公益事業、社会的弱者の援助
 - ⑥ 自然災害への対応
- (4) 納税義務者の定義



- ① 居住者（企業）… 全面的な納税義務を負うもの、すなわち全世界所得に対し課税されるもの
- ② 非居住者（企業）… 有限的な納税義務を負うもの、すなわち中国に源泉地のある所得にのみ課税されるもの

なお、居住者と非居住者の区別は登録地標準法や、実際の機構、場所を標準とする方法がある。

* 課税所得の計算における企業の毎年度の収入金額は [収入総額△不課税収入△免税収入△控除項目△赤字] により求める

- (5) 徴収管理方法
 - ① 中国国内に法人格をもっていない組織を作る場合は連結納税をすること
 - ② 一般租税回避条項を設け、移転価格税制や過少資本税制、その他中国の租税回避に対する追徴課税を行うための根拠の明示

Ⅲ 最近の税務執行について

実際の税務調査にあたりその対象の選定は、おおむね以下のように行われるとのことである。

- (1) いわゆる密告情報
- (2) 過去の調査内容
- (3) 企業の収入や経費の状況
- (4) 申告書の内容と税務局の内部資料との不一致
- (5) 産業別、業種別の調査対象選定
- (6) その他

調査は通常3人以上のチームで行われ、調査日数などは千差万別であり一概には言えないとのことであった。

Ⅳ 脱税発覚の場合のペナルティー

行政事件としての加算税は、ほ脱税額の5倍以内となっている。しかしながら法律上規定されている5倍以内というのは裁量範囲であって、実際に適用された例は知らない、ということであった。

これに加え、金額が多いと刑事責任を問われるケースがある。

ほ脱税額が納付すべき税額の10%以上30%未満かつ金額として1万元以上10万元未満で、なおかつ過去において脱税により2回処罰された者に対しては、3年以下の有期懲役が科される。罰金制度もあり、罰金の金額は脱税額の1倍以上5倍以下である。

また、ほ脱税額が納付すべき税額の30%以上かつ金額として10万元以上の場合は、3年以上7年以下の有期懲役が科される。この場合の罰金も1倍以上5倍以下である。

以上述べたとおり、脱税の最高刑は7年以下の有期懲役であり死刑制度はないが、まれに脱税に関して死刑が科されることがある。

これは、例えば架空の輸出を装い、輸出にかかる増値税の不正還付を受けるような場合である。このような事件は「脱税」という「果たすべき義務の不履行」ではなく、国家からの「強盗」と同じであると考えられているため、税法とは別の法律により罰せられることになる。

Ⅴ 日系企業に対する配慮はしているか、又は逆に厳しく対処しているのか？

課税当局は、法に従って職務を公平に執行するのみである。しかしながら「人間というものは情がある」とのことである。これはどういう意味かといえば、税務局の調査に対して納税者がどうい



う態度で臨むか、によるということである。

調査に協力的な納税者とそうでない納税者とは、当然対応が異なるし、また、不正や誤りを指摘された時、すぐに過ちを認める者とそうでない者に対しては、これも当然対応を異にせざるを得ない。

また、日系企業に限らず、外資系企業は外国の関係会社との取引が多く、いわゆる移転価格の問題が、内資企業に比べて多くなることは当然である。しかし、不正・不当に中国の税をまぬがれる行為でなければ心配することはない。

日本企業の皆さんは安心してどんどん中国へ進出してほしい。

以上のように、大変丁寧に説明・回答していただいた。国家税務局の皆様には、改めて心から感謝の意を表す。

第8章 広東省地方税務局の概要並びに所掌各税目の優遇税制と移転価格税制の詳解

訪問先：広東省地方税務局景星酒店（STAR HOTEL 広州市）

担当者：神谷 研（刈谷支部）
櫻井 将喜（尾張瀬戸支部）
御所園輝雄（刈谷支部）

広東省地方税務局列席者：

掲 曄 氏	副局長、全国人民代表会議委員
詹立仁 氏	国際税務管理局 副局長
周潤婷 女史	国際税務管理局 副局長
麦 立 氏	征收管理局 副局長
劉 柯 氏	税政二局 主任
陳宇文 氏	国際税務管理局 主任
何 凡 氏	国際税務管理局 主任
姚継軍 氏	公務部 副主任
劉 璇 女史	機関サービスセンター 職員

平成20年7月16日（水）、景星酒店会議室にて広東省地方税務局の掲曄副局長以下幹部の方々から我々調査団を迎えてくださった。席上、掲曄副局長に、広東省地方税務局の概要、所掌事項、組織構成、徴収管理税目、税務師の税務代理並びに業務範囲などについて、そして詹立仁国際税務管理局副局長に各税目の優遇税制と2008年1月1日に施行された新企業所得税法のうち移転価格税制に係る項目について、それぞれ詳述していただいた。その後休憩を挟んで、質疑応答を行った。

I 掲曄副局長による広東省地方税務局の概要等の説明

広東省地方税務局は、1994年に開局した。広東省政府の管轄する省内の地方税の賦課業務をしている組織である。行政組織としては、広東省政府と広東省国家税務総局の両方の行政指導を受ける組織である。また、広東省内のすべての地方税務局はこの広東省地方税務局の出先機関で、市レベル21局と県レベル127局の地方税務局とその下に549署の税務分局を管理統括している。税収は、1994年に184億元だったが、2007年には2,026億元となり、毎年税収の伸び率は平均20%である。税収は14年間連続で全国の地方税務局の中で全国一となっている。また、税以外に2000年からは社会保険料の徴収も行っている。社会保険料の徴収額は、2000年に110億元だったものが、2007年には728億元となり、この社会保険料も毎年平均27%ずつ増加している。



1. 主な職責・職務範囲

- (1) 国家の税収に係る法律・政策の施行
- (2) 地方税に関する徴収管理方法の研究と制定
- (3) 地方税各税、社会保険料、文化事業建設料並びに国家税務総局が指定したその他の料金の徴収
- (4) 税の徴収管理制度の改革研究及びそれらの制度の実施状況の監督・検査
- (5) 税務局や分局の職員の管理・監督
- (6) 地方税務局システム(人事、労務管理、給与計算、組織編成、維持経費等)の総括・管理・運営
- (7) 地方レベルの管轄税務局・分局の局長・副局长など幹部職員の任命・管理・統括
- (8) 地方税務局・分局の職員の教育・再教育



2. 組織構成

広東省地方税務局は、政策法規局、国際税務管理局、徴収管理局など13部局を擁している。この外に、局内には直属税務分局と稽查局が属する直属単位と情報センター（コンピューター情報処理センター）、局内サービスセンター、納税者サービスセンター、広東地方税収科学研究所及び広東地方税務票証等印刷センター（インボイス等印刷センター）が属する事業単位がある。

3. 徴収管理の範囲

所掌税目並びに費用料金は、12税目と2種の費用料金項目がある。税目は、営業税、企業所得税、個人所得税、資源税（都市不動産税）、土地使用税、都市維持建設税、印花税、土地増値税、房産税、車船税、タバコ税並びに教育費附加税である。費用料金項目は、文化事業建設費及び社会保険料である。

なお、企業所得税は、2001年12月31日までに設立された法人を地方税務局が所轄し、2002年1月1日以降設立された法人は国家税務総局が所轄することになっている。

4. 申告納税方式

納税者は地方税務局に対し、直接申告（来局して申告）、簡易申告、郵送申告、インターネット申告の4つの方法が選べる。また、納税方法は、現金納付、手形納付、口座振替の3つの方法を選択できる。地方税



務局では、情報の高度化に伴い、インターネット上に電子地方税務局を開局したので、申告・納税並びに日常的な事務処理や税務相談等の対応は、おおむねこのネット税務局で行うことができるようになった。現在、全署で約40万人がインターネットを利用して納税しており、この納税方式が主流となってきている。

5. 税務師の税務代理

2007年12月31日現在、広東省には303社の税務師事務所(中国では個人事務所は存在しない)

があり、登録税務師の資格者は5,338名で、内2,447名が開業している。登録税務師の資格根拠法令は、「登録税務師管理暫定弁法」という通達である。この根拠法によれば、登録税務師は社会主義市場経済を維持するために、税収管理と納税者サービスが求められ、登録税務師に認められた業務は、税務代理を含む税に関する中間鑑定業務とサービス業務の両方に従事できるコンサルティング業務と規定されている。各業務の内容は、次のとおりである。

(1) 税務代理

- ① 税務登記
- ② 納税・還付請求・税の減免などの申告
- ③ 代理記帳
- ④ 増値税に係る一般納税者の資格申請の代理
- ⑤ 増値税に係る一般納税者の資格者に対し、増値税用のインボイスの代理発行
- ⑥ 申告書の作成代行
- ⑦ 税に関するコンサルティング
- ⑧ 税に関する教育行政業務の代理

(2) 鑑定業務

- ① 企業所得税の年度末精算の申告に係る鑑定業務
- ② 企業所得税の財産損失に係る鑑定業務
- ③ 国家税務総局及び地方税務局が規定したその他の鑑定業務

II 詹立仁国際税務管理局副局長による各税目の優遇税制と2008年1月1日に施行された新企業所得税法のうち移転価格税制に係る項目についての説明

(I) 各税目の優遇税制

1. 営業税

以下の場合には、営業税を免除する。

- (1) 中国と外国の研究機関が協力して学位を得て、それにより営業を行った場合
- (2) 外資系保険会社が契約した契約期間1年以上の生命保険、年金保険並びに健康保険
- (3) 外商投資企業・外国企業並びに外国籍の個人が、その持っている技術を中国に上場し、その開発した技術により得た収入があった場合
- (4) 保育園、幼稚園、老人ホーム、身体障害者センターが提供するサービス、結婚紹介業並びに葬式を営む業
- (5) 農業振興のために行う業務。具体的には、農地を整備・修復したり、農業機械を提供し農地を耕したりするサービス、害虫防除、農業に関する保険、家畜の養育、農業技術の養成に係るサービスなど

2. 資源税（都市不動産税）

外資企業が投資した不動産で、以下の場合には、資源税（都市不動産税）を不課税とする

- (1) 農業、林業、畜産業など利潤が少ない業種に対し投資した場合
- (2) インフラ整備のために、エネルギー、交通、港湾などへ投資した場合
- (3) 中央政府の財政部や広東省が認めた免除項目に対し投資した場合

3. 土地使用税

以下の場合には、土地使用税を免除する。

- (1) 農業、林業、畜産業、漁業のために利用する生産用地
- (2) 政府の許可により造成された埋立用地、山を削って造成された土地などは、利用開始の月から、おおむね5～10年間
- (3) 財政省の省令により、エネルギー、交通、ダムに利用される土地

4. 印花税

以下の場合には、印花税を免除する。

- (1) 外国政府及び国際金融機関が中国政府及び中国の金融機関との間で締結した優遇金利で融資・貸出をするときの契約書の印紙

5. 土地増値税

以下の場合には、土地増値税を免除する。

- (1) 普通住宅を建設し譲渡した場合で、その譲渡に係る増値額が、控除項目に比し20%以下の場合
- (2) 都市計画及び国の建設計画に基づき、改修された不動産
- (3) 個人が居住用不動産を交換した場合
- (4) 不動産をもって現物出資する場合
- (5) 協力住宅建設の場合。具体的には、一方が土地を提供し一方が資金を提供して、自らが使用する目的の非営業用建物を建築した場合
- (6) 企業が不動産の改修工事をした場合に、改修された企業の不動産をやむなく改修側の企業の不動産として名義変更しなければならないとき

6. 房産税

以下の場合には、房産税を免除する。

- (1) 外商投資企業・外国企業が新たに不動産を購入したり建築した場合には、3年間
- (2) 外国籍の個人が営業用以外の不動産を取得した場合
- (3) 外商投資企業・外国企業が災害用など非常時にしか使用しないような公共施設を賃借し利用した場合

7. 車船税

以下の場合には、車船税を免除する。

- (1) 機械動力以外の車船。例えば、身体障害者が所有している電気自動車
- (2) 農業用トラック、漁船
- (3) 屯税を課されている船舶
- (4) 国際条約によって中国に駐在する大使館、領事館、国際機関などが所有する自動車やその職員が所有する自動車

8. 個人所得税

- (1) 外国人に対しては、毎月の給与収入から4,800元を控除した残額に課税する
- (2) 外国人に対して支給した次の手当は、課税しない
 - (イ) 住宅手当

- (ロ) 食事手当
- (ハ) 移転（引越）手当
- (二) 洗濯手当
- (ホ) 出張手当（合理的な基準により支払った国内及び海外への上出張手当に限る）
- (ヘ) 帰宅費（年1回分の一時帰国費用）、中国語の研修費用、子女教育費で、税務局の事前審査を受け、合理的と認められたもの

(3) 外商投資企業から受け取った配当や利息は、免税である

(4) 183日ルールの適用（日中租税条約第15条第2項）

日中間には日中租税条約があり、そのとおり運営されている

(II) 2008年1月1日に施行された企業所得税法のうち移転価格税制に係る項目

2008年1月1日に新たに施行された企業所得税法の第六章（特別納税調整）（第41条～第48条）に、移転価格税制に係る規定がなされた。

第41条第1項 関連企業間の取引においては、以下の原則を守らなければならない。

(1) 独立企業間取引原則の価格

(2) 不当な租税回避行為の禁止

もしも当該企業間或いはその関連者間の取引において、収入や所得額が不当に減少させられていると認められる時には、税務局は職権で合理的な方法により是正できる。

ここにいう合理的な方法とは、次の方法によることとしている。（企業所得税法实施条例第111条）

1. 真実の収入の確定方法

(1) 可比較非統合価格法（日本：独立価格比較法）（Comparable Uncontrolled Price method：CUP法）

(2) 再販売価格法（日本：再販売価格基準法）（Resale Price method：RP法）

(3) コスト加勢法（日本：原価基準法）（Cost Plus method：CP法）

2. 適正利潤の確定方法

(1) 取引純利益法（日本：取引単位営業利益法）（Transactional Net Margin method：TNMM）

(2) 利益分割法（日本：利益分割法）（Profit Split method：PSM）

第41条第2項 コストの分割負担

企業とその関連者が共同で開発し譲り受ける無形資産、或いは共同で提供し引き受ける労務の対価は、独立企業間取引原則に照らしてコストを配分する。ただし、企業が関連者とコストを分担するときは、コストと収益を予測し適切な配分方法で分担しなければならない。（企業所得税法实施条例第112条）

第42条 事前確認制度

企業は税務局にその関連企業間取引の価格決定方法や計算方法について、事前確認協議をすることができる。

第43条～第44条 関連業務取引報告書の提出義務と不実記載の場合

企業は、企業所得税納税申告書を提出する際に、関連業務取引報告書を添付して提出

しなければならない。また、税務局が要求した関連企業間取引の資料を企業が提出しなかったり、提出資料の内容に虚偽があった場合には、税務局は推計課税できる。

第45条 過度に低い税額負担（タックスヘブン対策税制）

内国企業が外国企業を実質的にコントロールすることにより、その外国企業が中国国外の低税率国に所在する子会社が、合理的な理由もなく配当をしないかまたは配当を故意に減少している場合には、当該子会社の留保利益の内、当該内国企業に帰属すべき利益額は、当該内国企業の収入として算入しなければならない。低税率国とは、標準税率（25%）の50%より低い場合を指す。（企業所得税法实施条例第118条）

第46条 資本弱化

企業がその関連者から受ける債権性投資（借入金）と資本的投資（資本金）の比率が規定の比率を超過する場合における当該借入金に係る利息支出は、課税所得額を計算する時に控除してはならない。企業がこの超過利息を支払うことにより、他の企業に利益を移転しているときには、国务院の通達により税務局は推計課税できる。

第47条 一般の租税回避規定

企業の商行為が合理的な取引でなく、それにより不当に利益・税額を減少させている場合、税務局は推計課税できる。

第48条 加算利息規定

本章の特別納税調整（移転価格税制）の規定に従って追徴税額が発生したときは、税務局は国务院の規定（人民元貸付基準利息に5%を加算した金利）に従って利息を徴収しなければならない。ただし、企業が移転価格税制の調査に積極的に協力し法第43条の規定に従った関連資料を提出したときは、追徴する利息の計算に当って5%加算を免除できる。（企業所得税法实施条例第122条）

企業所得税法实施条例第123条 移転価格調査の遡及年限

移転価格調査の遡及年限は、10年間である。

Ⅲ 質疑応答

1. ○質問 183日ルールの中で適用される管理者とは、どこまでの管理者か？

●回答 高級管理者は該当するが、それ以外は該当しない。
高級管理者とは、董事（＝取締役）と代表者である。

2. ○質問 個人所得の申請は誰がするのか？

●回答 個人確定申告は納税義務者の中で中国国内以外の12万元以上の所得を有する者、その他の所得を有する者が提出しなければならない。
給与所得のみの納税者は、毎月給与支払者より個人所得税を徴収され、そこで決定される。

したがって、日本のような年末調整制度はない。

3. ○質問 脱税のペナルティーについて加算税はどうなっているか？
- 回答 申告を忘れたときは、税額が 2,000 元以下は少額の加算税が、10,000 元以上は多額の加算税が課される。
- 脱税の意図がある場合は、50～500%の加算税制度があるが、多くは50～200%の範囲内で課される。
4. ○質問 新規法人の管理はどこがするのか？
- 回答 2001年12月31日までに設立された法人は、地方税務局が所轄となる。
- 2002年1月1日以降に設立された法人は、国家税務局が所轄となる。
5. ○質問 企業所得税の税源配分は？
- 回答 2007年12月31日決算までは、基本税率が33%でその配分は、中央が30%、地方が3%であった。
- 2008年1月1日以降は、基本税率が25%で共用税の扱いとなり、中央財政に60%、地方財政に40%が配分される。
6. ○質問 電子申告の現状はどうなっているか？
- 回答 普及率は高いところで98%、平均では約80%である。
- 申告方法の変遷は、当初はICカードだったが、現在はインターネットが主流となっている。将来は携帯電話からでもできるように模索している。
- 申告の手段としては、自分で行う方法、税務局に設置したインターネットで行う方法がある。
- 受付時間は24時間対応が可能で、職員が常駐している。
- 申告書を提出した際には「セキュリティカード」を発行している。
7. ○質問 地方税務局の税務相談の対応はどうなっているか？
- 回答 相談窓口は設けてあり、職員も待機している。もちろん、インターネットでも回答できるようになっている。相談員は知識の高い職員を配置しているが、事案によっては内容を検討して回答することもある。
8. ○質問 (新) 企業所得税法第42条の事前確認制度は移転価格制度に限られたものか？
- 回答 同条は移転価格制度に限られたものである。特別調整制度の補足としての規定で、OECDの規範モデルに基づいて設定された条文である。

質疑終了後、最後に掲副局長より、今後も貴会と積極的に交流していきたいというありがたい言葉をいただき、調査研修のための会議が終了した。今回の訪問で、掲副局長はじめ地方税務局の方々から懇切丁寧な説明と貴重な資料をいただき、ここに改めて謝意を表すものである。



第9章 広東省税務師協会

訪問先：広東省税務師協会（広東省国家税務局）

担当者：西川 明樹（松阪支部）

尾崎 斉（松阪支部）

坂本 昇（松阪支部）

平成20年7月17日、広東省国家税務局を訪問し、同席した中国注冊税務師協会副会長、広東省注冊税務師協会会長（中国注冊税務師協会副会長）陳勝生先生からの報告内容を、以下のように要約し報告する。

I 沿革、概況

広東省税務師協会は2002年9月に発足し、当時40社の税務師法人が登録（すべてが法人登録）されて、2007年末においては311社まで増加している。

会員数は、注冊（登録）税務師が約5,300名おり、開業税務師は2,604名となっている。2007年度の税務師法人の総売上高は、3,004億元（約5兆円、換算レート0.06元/円）となっている。

II 運営方針

発足当時より、国家の法規・政策を遵守し、会員モラルの向上に努め、会員が有する合法的な権益を保護するとともに、納税者と税務師、政府機関と税務師の仲介役として様々な関係処理・自律管理を実施し、協会の健全な発展並びに改革開放・市場経済の発展に寄与することを方針としている。

III 役割と責任

以下の8つの役割及び責任が報告された。

- ・ 会員たる税務師（法人）、職員の指導監督
- ・ 登録時の手続、審査
- ・ 税務師協会のルール、指導方針の決定
- ・ 代理業務の業界基準の設定
- ・ 会員に対する再教育
- ・ ルール違反・法令違反の会員に対する懲戒処分
- ・ 税務に対する理論的研究
- ・ 海外との交流

IV 注冊税務師制度

広東省注冊税務師協会会長陳勝生先生からの報告にはなかったが、補完するならば、中国

における税務師は、現在「注冊税務師管理暫定施行弁法（2005年12月30日国家税務総局令第14号により公布、2006年2月1日施行）、（以下：暫定施行弁法）」によって規定されている。暫定施行弁法において、法定の試験制度に合格した者に注冊税務師としての資格が与えられ、税に係るサービス及び鑑定・証明業務に従事する専門家として規定され、国家の徴税制度を保障し、かつ納税者の適法な權益を維持・保護することを期待されている。

また注冊税務師には、業務執行上、独立性・客観性・公正性等の原則に従い、職業倫理・守秘義務等我が国と同様の規定が置かれている（暫定施行弁法第1条、第2条）。我が国と大きく異なるところは、その第6条において国家税務総局並びに各税務局が注冊税務師の業務主管となるが、その下部組織に注冊税務師の「（総局及び省局）管理センター」が置かれ、その管理センターに注冊税務師（事務所）に対する行政管理機能の行使が委託されると同時に注冊税務師協会の業務の監督指導が行われるところである。また同第3条において注冊税務師事務所は、法によって設立され、かつ税に係るサービス及び鑑定・証明業務の取扱いを受託する社会仲介機構と定義されている。なお、注冊税務師は、業務を執行する場合には注冊税務師事務所に参加しなければならないとして、個人事業での業務執行を認めていない。

一方、注冊税務師協会は、法人格が付与された注冊税務師及び税務師事務所で構成する業種自己規律性社会団体と位置付けられ、全国組織として中国注冊税務師協会、地方組織として省、自治区、直轄市及び計画単列市の注冊税務師協会が存在する。そして注冊税務師は、注冊税務師協会に加入しなければならないとする、いわゆる強制加入要件が規定されている（第37条）。つまり無資格者、また有資格者であっても税務師協会の管理監督下に置かれていない者は税務師業務に従事できないと排他的独占権を与えているようである。

また暫定施行弁法上の注冊税務師協会の役割は、その第40条によって法による業務執行を支持し、その適法な權益を維持・保護し、関係分野に対しその意見及び建議を報告し、注冊税務師の業務執行水準を高めるサービスを提供しなければならないと規定している。

V 課題と展望

広東省税務師協会の発足が2002年9月ということからも分かるように、業界並びに協会自体の歴史が浅いにもかかわらず、急速な発展・拡大を遂げているようである。

2008年7月、大連で開催された中国注冊税務師協会の会議上、広東省税務師協会が、その会員数が300社を超える中国で最大規模の税務師協会であることが報告されている。

しかし、その一方で注冊税務師並びに協会の健全かつ調和的な発展を目指し、サービスの基準を常に向上させることを実現するために大きな障壁が存在していると報告されている。

それは、市場ニーズとそれに対応する法整備がなされていないという矛盾が存在するとの指摘であったが、詳細な説明がなかったため、あくまでも推測に過ぎないが、その矛盾とは、注冊税務師業務の根拠となるべき法整備の欠如、すなわち注冊税務師業務に関する根拠法令、つまり日本でいう税理士法に相当する法令が存在せず、国家税務総局が作成した「注冊税務師管理暫定施行弁法」という省令レベルの規則に委ねられているにすぎないところと考えられる。

このことは中国の市場経済が急速に拡大発展するに従い、経済取引の複雑化、国際化が著

しく進行し、注冊税務師に要求される専門的能力とその責任が急速に高まるのに対し、注冊税務師制度の法整備との間に齟齬が生じていると考えられる。すなわち注冊税務師の業務が急速にグローバル化したことで、その排他的専門業務を支える法的根拠になんらかの脆弱性が認識され、注冊税務師制度を国家の徴税制度の枠内において推進していくうえで問題点が顕在化し始めているのではないかと推測される。

このように、中国では未だ注冊税務師法の立法化がなされていないのが現状であるが、国家税務局としても、日本と同じように注冊税務師業務を独占業務として捉え、職業的専門家としての独立性の維持向上については注冊税務師業界の育成発展に大きな期待と助力を注いでいると報告されている。

また、注冊税務師の社会的信頼性の確保並びに注冊税務師業界の発展のためには、全省の注冊税務師の団結結束が不可欠であることに加えて、注冊税務師業界のブランド意識を向上することが肝要であるとの内容発言もあった。ブランド意識の向上という意味合いの真意は測りかねるが、おそらく職業的専門家としての地位の向上を指す意味と推測され、市場経済が急速に発展するなか、注冊税務師制度の確立が急務であることが窺い知れる。なお注冊税務師の法定業務から派生する業務、いわゆるコンサルティング業務が極めて未成熟であり、その業務の推進拡大に向けて、我が国のコンサルティング業務の知識・経験に学ぶところが多いという報告も興味深いものであった。



第10章 外国企業の進出形態

訪問先：技研新陽有限公司中国工場（技研新陽電器廠、栄光技研電器廠、東莞愛電電子有限公司）

担当者：青山 倫子（小牧支部）
吉岡 修（上野支部）
久保 暁寛（尾鷲支部）
西川 明樹（松坂支部）
神谷 研（刈谷支部）

I 外国資本による中国での事業形態

中国への外国企業の進出形態の特徴は、例外的に認められる外資系銀行や保険会社の特定地域への支店開設以外、一般企業の中国国内への支店開設が認められないところから生じる。つまり、こうした法規制に従い、一般の外国企業が中国国内において生産・販売といった実質的な経営活動を展開するためには、必然的に現地法人形態を採用するしか方法がないことになる。現地法人形態としては、下記に挙げるいわゆる三資企業と呼ばれる法人形態があるが、それ以外には間接投資としての委託加工がある。なお、駐在員事務所の開設は許可されるが、実質的な営業活動及び契約の当事者になることができないため、情報収集に限られる。

今回訪問した事業所の構成は表2の通りであるが、香港本社が全額出資する「独資企業」と委託（来料）加工を行う「廠」とが併設されており、複合的な進出形態といえるであろう。以下で外国企業の進出形態とその特徴を概観する。

1. 外国資本の現地法人（三資企業）

（1）合弁企業

- ・中国企業との共同出資による有限責任会社
- ・出資比率に応じた利益配分と責任分担
- ・中国側の設備、生産・販売ルート、人材等を利用でき、初期投資が少なく済む
- ・中国側パートナーとの円滑な意思疎通が必要

（2）合作企業

- ・契約式合弁といわれ、中国側パートナーとお互いの役割、出資内容、利益分配等につき、契約で取り決める
- ・日系企業が経営内容に関与することは少なく運営リスクが軽減される

（3）独資企業

- ・全額外国企業の出資によるため、経営権の掌握、安定した経営が可能
- ・煩雑な事務手続きに精通した人材の確保が必要
- ・業種によっては設立に制限がある

2. 現地政府法人

(1) 三来一補法人

- ・加工を委託する外国の会社が材料と設備を現地法人に無償支給
- ・資産は委託元に所属
- ・中国内の工場で組立・加工した製品を100%輸出する
- ・来料加工、来件加工、来様加工、補償貿易がある
- ・法律的には、中国の郷鎮企業（「廠」と呼称される）へ加工を委託
- ・中国華南地区への進出方法として最も簡便であり日系企業も多く採用
- ・材料輸入は免税であり、増値税の領収書を発行できない

上記のうち、委託加工貿易である来料加工（来料加工については第4章参照）は、香港法人が契約当事者であり、地理的に香港に近い華南地区である広東省の東莞市および深圳市周辺で盛んに行われている。

II 現地法人設立プロセス

1. 会社設立までの流れ（第5章IV参照）

三資企業の設立手続の概要は形態等により一部異なる場合があるが、基本的な流れを以下に紹介する。

- ① 中国での状況を事前調査
- ② 中国側パートナーと予備交渉を開始する
- ③ 日本側は意向書を提出し、中国側は初歩的なフィジビリティ・スタディ報告書を作成し、発展局等の認可機関の承認を受ける
- ④ 本格的な契約交渉が開始され、フィジビリティ・スタディが始まる
- ⑤ 合意後、企業設立の申請を商務部等の認可機関に行う
- ⑥ 認可を得た後、工商行政管理局へ設立登記を申請
- ⑦ 工商行政管理局から営業許可証を入手し、設立手続きが終了
- ⑧ その後、資本金の払込みや、関連当局への各種登記を行う

以上が三資企業の設立手続きの概要だが、認可機関への申請にあたって、一般的には、以下の書類を提出する。

- ① 企業設立申請書
- ② フィジビリティ・スタディ報告書
- ③ 合弁契約書
- ④ 定款
- ⑤ 董事会名簿
- ⑥ 外国側投資者の登記簿謄本
- ⑦ 外国側投資者の資本信用証明書
- ⑧ その他関連書類

会社は工商行政管理局から交付される営業許可証の日付をもって正式に設立されたこととなる。写真1は、技研新陽有限公司の営業許可証である。

【 写真1：営業許可証 】



なお、日本における手続きとしては、資本金の払込み等に関して、出資額がある一定額以上の場合には、日本銀行、財務省に届け出が必要であり、設備など現物で出資する場合には、同時に経済産業省、税関に輸出の申請を行わなければならない。

2. 設立後の手続き

会社は工商行政管理局から交付される営業許可証（写真1参照）の日付をもって正式に設立されたこととなるが、その他にも、設立後は様々な手続きが必要となる。一般的には以下の流れで手続きを進めていく。

- ① 会社印の作成
- ② 質量技術監督局での会社の組織番号の取得
- ③ 外貨管理局への登記
- ④ 銀行口座の開設
- ⑤ 資本金入金に関する会計事務所の出資検証報告書の入手
- ⑥ 税務局（国家税務局、地方税務局）への登記（写真2参照）
- ⑦ 税関への登記
- ⑧ 財政局への登記
- ⑨ 労働局へ届け出（写真3参照）
- ⑩ その他必要書類（写真4・写真5参照）

III 今後の展望

上記で外国企業の進出形態、法人設立プロセスを概観したが、中国の発展に伴い、こうした形態の法人に対する優遇税制が廃止され、高度な技術等を有する会社を対象とした優遇税制に変更されることなどからも、すでに委託加工貿易はその役目を終えたとの認識から、最近は独資企業による現地法人化の動きも加速しつつある。つまり、これまでは中国が「世界の工場」と呼ばれるようになるまで、中国政府は経済発展に向けて外国企業誘致のために中国国内での加工貿易を積極的に奨励してきた。しかし2007年以降、中国政府は外資導入の質・レベルの向上に向け加工貿易の規制強化に乗り出し、従来の単純加工型から高付加価値製品・技術分野の加工製造業に貿易上の優遇を与えるように方向転換をしている。このこと

は従来より、一層高い技術・ノウハウの移転をもたらすことを意味し、移転価格税制上、「無形固定資産の移転」という極めて厄介な実務レベルの問題を蜂起させる重要な政策転換といえるであろう。また、外資企業と内資企業とを区別した2つの企業所得税法に準拠した税制が、2008年1月1日より内外資統一された「新企業所得税法」として施行されている。新企業所得税法は、より国際会計基準に近いものと理解されているがすでに進出している企業だけではなく、これから中国に進出しようとする企業にとっても熟慮すべきポイントとなる。

このように中国政府の政策転換あるいは法令の改正は、上記に概観した進出形態にも大きな影響を与えることが予想され、現在、進出を計画している企業にとってはより入念な調査・準備・シュミレーションが必要となることが窺える。

【 写真2：税務登記証 】



【 写真3：労働基準合格証 】



【 写真4：社会保険年金証 】



【 写真5：電子情報システム許可証 】



補 稿 増値税の改正について

担当者：林 眞義 (小牧支部)
 中西 芳夫 (豊橋支部)
 河合 潤 (岡崎支部)
 尾崎 齊 (松阪支部)
 小久保文雄 (岡崎支部)
 坂本 昇 (松阪支部)

I はじめに

2008年7月に東海税理士会の中国税制調査を実施したが、増値税が2009年1月1日から改正されるとの情報入手したため、急遽追加調査を12月20日から22日において実施した。

中国が1978年末に改革開放政策を打ち出してから、2008年で30周年を迎える。中でも広東省は政策の前線基地として、ほぼ一貫して全国平均を上回る経済成長率を達成し、中国経済を牽引してきた。しかし、2008年1～10月の統計では域内総生産（GDP）、輸出、財政収入の三大経済指標の伸び率が大幅に鈍化している。広東省は第11次5ヵ年計画（2006～10年）中に工業生産高の年平均伸び率が15%、第三次産業のGDPに占める割合を45%にすることを目標としていたが、実現は難しそうだ。第11次5ヵ年計画の後半で経済は厳しい局面に立たされており、中小企業への支援を中心とした対策に迫られている。

2008年11月9日に閉幕した国务院常务会议で、2009年1月1日実施される増値税の改正が決定され、「増値税暫定条例」が11月10日に公布された。これまで実施されていた生産型増値税を消費型増値税に切り替えるため、中国政府は増値税条例を改正し、生産型増値税の関連条項を廃止するとともに、一部の内容を調整、補充した改革となった。

特にサブプライム問題に端を発する米国の金融危機が世界経済に影響を及ぼし、中国でも輸出減速等による国内企業への打撃が顕在化しつつある中、国内の内需刺激の一環として「消費型増値税」の全国展開が決定されたといっても過言ではない。

II 生産型増値税の課題

購入した固定資産の仕入増値税額の処理方式によって、増値税は外部購入した固定資産に係る仕入税額は控除できない生産型増値税と外部購入した固定資産に係る仕入税額を控除できる消費型増値税に分けられる。中国においては、1994年に増値税を全面的に実施した際に、生産型増値税が選択された。

現行の生産型増値税の主なデメリットは、固定資産の増加および関連の技術革新と技術改良を抑制し、経済構造の最適化および持続可能な発展にとって不利であるということである。また外資企業に対し、投資総額内で輸入した生産用の設備の増値税を免除したり、国産設備を購入する場合には増値税を還付するといった優遇税制を採ってきたが、一方では内資企業には仕入税額の控除が認められず、内資企業が市場競争において外資企業に対し不利な立場に置かれてきた。この増値税の改革に伴い技術革新に力を入れる内資企業にとって、このような差別が撤廃されたこ

とになり、市場におけるコスト競争が増すことになった。

Ⅲ 増値税の改正の過程

中国では前述のように国際的には一般的でない「生産型増値税」といわれる増値税制度が導入された。この制度は売上時に受取る増値税額から原材料仕入に関する増値税のみを控除する仕組みである。この制度は機械設備等の固定資産を購入しても、当該設備の購入に伴って支払う増値税を、売上時に受取る増値税から控除できないところが特徴である。この制度は元々過剰投資を抑制する目的から導入されていたが、その結果として内国企業にとって不利な状況を作り出していたし、国際的慣例と異なる増値税となっていた。

そのため一般的な消費型間接税体系に近づけ、税の直間比率の改善等を目指して、これまでいくつかの地域を実験地域として、実際に「消費型増値税」を試験的に導入して成果を調査してきた。

まず2004年7月1日から、東北地区の旧工業地帯の振興を図るため、東北三省（吉林省、遼寧省、黒竜江省）において増値税控除範囲拡大の改革を実践した。この実験は8つの業種に限定して、かつ当年度の控除可能な仕入税額は、当年度に新たに増加した増値税額を超えてはならないという控除額に制限が設けた上で、機械設備などの固定資産に係る仕入税額を売上税額から控除することを認めるということで導入された。続いて2007年と2008年、中部地区の26の旧工業基地都市および内モンゴル東部における5つの市を相次いで増値税改正のモデル地域に指定して実験をしたが、やはり業種を限定し、控除額に制限を設けて実施されてきた。2008年には、四川大地震の被災地の復興再建を支援するため、四川省、甘肅省、陝西省における被害の大きい地域とされた51の県（市、区）が第4次の増値税改革の実験地域とされた。またこの第4次の実験は、控除額の制限と業種の制限も撤廃して実施された。

今回の増値税条例改正は、このような実験地域での実務経験を踏まえ、生産型増値税から消費型増値税への根本的課税原理の転換を図った上で実施された。

Ⅳ 増値税の改正点

これまでの規定では固定資産の仕入税額の控除はできないということになっていたがこの規定が廃止された。（旧増値税暫定条例第十条（一））これは今回の増値税改正の一番大きな改正点であり、これまでの生産型増値税から消費型増値税への転換を実現させるものである。これまで固定資産を購入したときに支払う増値税は機械・装置・輸送工具等の取得原価に算入すると規定されていたため、減価償却によって製造原価に組み入れられていた。しかし、今回の改正で購入に際して支払った増値税は直接売上にかかる増値税から差し引けることになった（但しオートバイ・乗用車等は個人消費と区分しにくいという点から除かれた）。これにより中国政府の税収は年間1,500億元（約2兆円）減少すると言われている。

増値税の現行の規定によれば、小規模納税者に該当する商業企業には4%、その他の小規模納税者には6%の徴収率が適用されていたが、小規模納税者に該当する企業の徴収率は一律3%に引き下げられた。（増値税暫定条例第十二条）

外国系企業の輸入設備の増値税の免税処置や国産設備購入の際の増値税の還付等の規定が撤

廃された。(旧増値税暫定条例第十五条(六))これに伴い来料加工、来件装配および補償貿易においては輸入設備の免税規定が廃止された。

増値税の納税対象期間は、これまで毎日、3日毎、5日毎、10日毎、15日毎、月毎とされていたが、四半期毎が追加された。また月毎の増値税の納税者の申告期限が、これまで翌月の10日となっていたが、この改正により、月毎、四半期毎の申告期限が翌月15日に延長された。(増値税暫定条例第二十三条)

そのほか徴収管理の関連諸条項が補充、改正された。

V 増値税に対応するための企業の今後の課題

生産型増値税から消費型増値税への転換は、国内企業のグレードアップ、構造調整および技術革新に力を入れる企業により多くの利益をもたらすことになる。企業は増値税の改正に伴い、関連の税務コストを低減するために固定資産の購入、更新、改良の時期を見直し、できる限りその実行を2009年1月1日以降に延期することや、増値税専用発票を入手し、仕入税額の会計計算を適時に行うことなど固定資産の購入に係る増値税額管理を規範化することが必要になる。

修正された増値税条例は2009年1月1日から施行されるが、固定資産の購入時期を何によって判断し、どの時点から固定資産にかかわる仕入税控除を認めるかについては不明確な点も残っている。例えば、設備メーカーから2008年末までに設備の搬入を終え、代金の支払いも済ませたが、2009年に入ってから増値税専用発票を受け取った場合、当該固定資産に係る仕入税額の控除は認められるか。増値税専用発票の受け取り時期をもって判断するというのが1つの考え方ではあるが、現時点でその基準は明確になっていない。また多くの企業が新しい固定資産の増値税控除政策の適用を受けるために、固定資産の購入時期を2009年1月1日以降に延ばすことを検討するであろうし、一方で税務当局は脱税行為を防止するため、過渡期における企業の仕入増値税控除に対し、詳細なチェックを行うことが予想される。

現時点までに、増値税改革に関する過渡的法規および具体的なガイドラインは発行されていないが、将来の税務当局による調査に備え、企業は真実かつ有効な増値税発票およびその他の証憑、固定資産の購入契約書、協議書、購入日が記載されている証憑、正確な会計処理記録等の関係書類を保備しておくことが必要である。

今回の増値税改正は中国の内資企業に、多くのメリットをもたらすであろうが、一方で固定資産に係る増値税控除政策の恩恵を受けられなくなった企業形態も出てくる。例えば来料加工形態で行っている企業の場合、海外から無償で支給される原材料に対しては増値税が課税されず、加工後に海外に輸出される製品にも増値税が課税されない。このような企業が課税設備を購入した場合、当該設備に係る仕入増値税を控除することができない。また華南地区においてよく見られる転廠ビジネス(第4章参照)を行う企業の場合は、増値税に関し、「徴収せず、還付せず」の政策が採られているため、同じく固定資産に係る増値税を控除することができない。このような企業は増値税改正の恩恵を受ける観点から、現行のビジネススキームから転換を図ることも考えられる。例えば、来料加工形態の企業を独資法人に切り替えた場合、国内にも販売できるし固定資産に係る仕入増値税を国内販売に係る販売増値税から控除することが可能になる。また間接輸出(転廠)を直接輸出モデルに変更、あるいは保税物流圏区に貨物を通すビジネススキームに

切り替えることにより、固定資産に係る仕入増値税を、免税・控除・還付方式の計算に組み入れることが可能となる。

いずれにしても、実験はされていたものの、今回の増値税改正は世界不況の対策等もあり、また急激に導入されたこともあり、未だ関連諸規定も整備されていないところが多いので、今後の動向を見極めていく必要がある。

VI 補遺

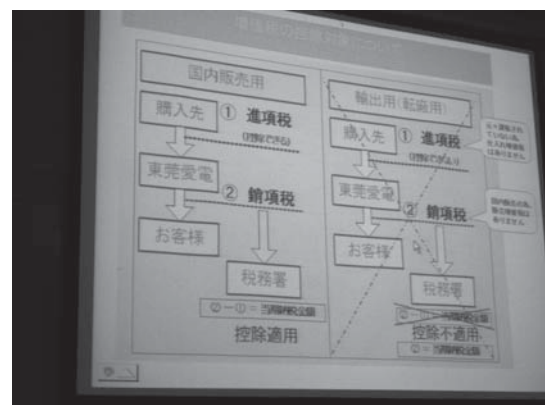
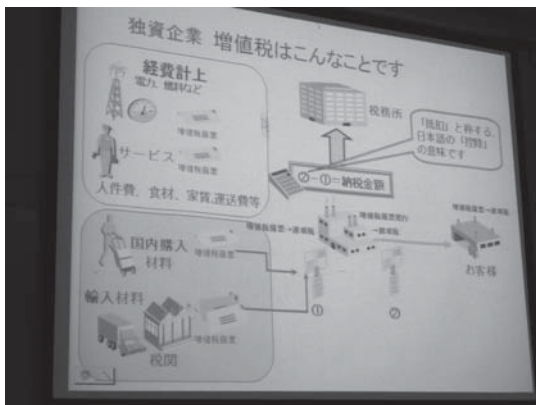
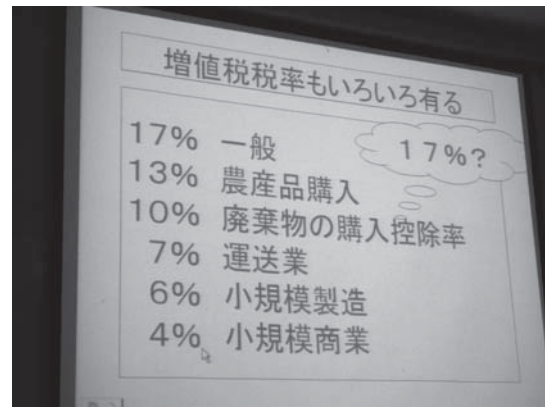
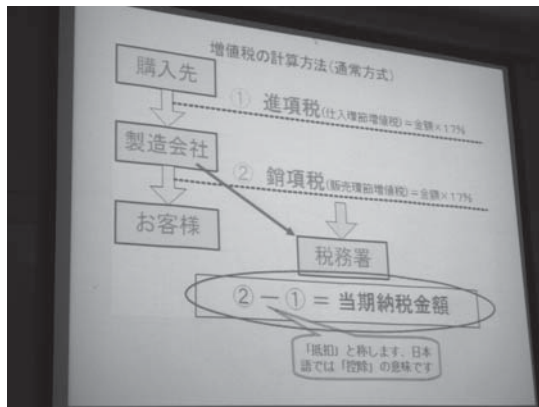
この原稿を書き上げた後、2008年12月31日付で海関総署公告2008年第103号（「資料集」（資料Ⅱ）参照）が公布されたので、追記する。それによると、これまで「輸入設備税収政策調整に関する通知（国発【1997】37号）」に基づいて関税及び輸入段階での増値税の免除の優遇税制がとられていた、①国内投資プロジェクト、②外国政府ファイナンスプロジェクト、③加工貿易における外商が提供する無償貸与の輸入設備について、今後は関税のみが徴収免除の対象となった。

また、それ以外に「一段と外商投資を奨励することの関連輸入税収政策に関する通知（署税【1999】791号）」に基づいてなされていた、①外商投資企業及び外国企業が投資設立した研究開発センターの技術改造、②「中西部地区外商投資優勢産業目録」で批准した外商投資プロジェクトについても免除されていた輸入段階での増値税の徴収がされることになった。

同時に以下のような経過措置も公告された。「プロジェクト」については、2008年11月10日以前に「プロジェクト確認書」を獲得されたものは、2009年6月30日以前に輸入申告した場合は、旧法が適用され、関税及び増値税が免除されるが、2009年7月1日以降に輸入申告した場合、あるいは2008年11月11日以降に「プロジェクト確認書」を獲得したものは、関税だけしか免除されないことになった。

加工貿易については、2008年12月31日以前に加工貿易手冊備案済で2009年6月30日以前に輸入申告されたものについては、旧法の免除規定が適用され、増値税及び関税が免除されるが、それ以外のものについては、関税のみ徴収免除されることになった。

なお、増値税の税率は、CIF価格の17%である。



声

今回の中国税制調査研修旅行に参加させていただき、林眞義団長をはじめ企画立案等関係者各位に心より感謝申し上げます。

また、参加してくださった税理士仲間、税制経済問答等に熱心に参加された団員に対し謝意を表します。

私が会計参与している企業が5年前、中国の大連に子会社を設立し、第1期の決算書、元帳等について、現地に行き資料の検討及び監査をしました。すべて中国語でしたので通訳を介して説明を受け、日本語に訳し、元を円に換算して、決算書を作成した経験があります。その後、4半期分と1年分の決算書を税務当局に提出した写しを日本語に訳したものを作成して、本社に送付またはファックスしてもらい役員会で検討するようにしております。

中国税制について、決算書の裏の裏を読むことや課税の実態、中国情勢などもっと深く知りたく今回参加させていただきました。

三菱東京UFJ銀行香港支店、中国BYD社並びに技研新陽有限公司でのレクチャーや見学、広東省国家税務局及び広東省地方税務局との問答等々、大変参考になりました。

全員無事事故も無く帰国でき、嬉しく思っております。

関係者各位に心より謝意を表します。

平成20年8月10日

御所園 輝雄

資 料 集

資料作成 / 日本語版訳: 三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司商品開発部

《増値税暫定条例》新旧比較資料

	新「増値税暫定条例」	旧「増値税暫定条例」
修正	第十三条 小規模納税者以外の納税者は、主管税務機関に資格認定を申請しなければならない。具体的な認定方法は、国税庁が制定する。小規模納税者の会計計算が健全である場合、主管税務期間へ資格認定を申請し、小規模納税者とみなされず、本条例の規定に照らして納税額を計算することができる。	第十四条 小規模納税者以外の納税者は、主管税務期間に照らして納税額を計算することができる。
不変	第十四条 納税者が物品を輸入する場合、課税価格と本条例第二条に規定する徴収税率に基づき、納税額を計算し、仕入税額を控除してはならない。課税価格と納税額の計算公式は次の通り： 納税額：税関課税価格×税率 納税額：総合課税価格×税率	第十五条 納税者が物品を輸入する場合、課税価格と本条例第二条に規定する徴収税率に基づき、納税額を計算し、仕入税額を控除してはならない。課税価格と納税額の計算公式は次の通り： 納税額：税関課税価格×税率 納税額：総合課税価格×税率
修正	第十五条 次の各項目は、増値税の徴収を免除する。 (一) 農畜生産者が販売する自家生産の農畜品 (二) 混雑品及び用具 (三) 中古書籍 (四) 科学試験及び教育に直接使用される輸入機器、設備 (五) 外国政府、国際組織の無償援助により、輸入された物資及び設備 (六) 障害者組織が直接輸入して障害者の専用に供する物品 (七) 自己使用した物品の販売 (八) 自己使用した物品の販売 前項に規定するものを除き、増値税の免税又は減税項目は、国務院が規定する。いかなる地区又は部門も免税又は減税項目を規定してはならない。	第十六条 次の各項目は、増値税の徴収を免除する。 (一) 農畜生産者が販売する自家生産の農畜品 (二) 混雑品及び用具 (三) 中古書籍 (四) 科学試験及び教育に直接使用される輸入機器、設備 (五) 外国政府、国際組織の無償援助により、輸入された物資及び設備 (六) 障害者組織が直接輸入して障害者の専用に供する物品 (七) 自己使用した物品の販売 (八) 自己使用した物品の販売 前項に規定するものを除き、増値税の免税又は減税項目は、国務院が規定する。いかなる地区又は部門も免税又は減税項目を規定してはならない。
不変	第十六条 納税者が免税又は減税項目を専らする場合、免税又は減税項目の売上高を単独で計算しなければならない。	第十七条 納税者が免税又は減税項目を専らする場合、免税又は減税項目の売上高を単独で計算しなければならない。
修正	第十七条 納税者の売上高が国際課税、主管税務期間に規定する課税最低限額に達しない場合、増値税の徴収を免除する。本条例の規定に基づき、全額計算し増値税を納付する。	第十八条 納税者の売上高が国際課税、主管税務期間に規定する課税最低限額に達しない場合、増値税の徴収を免除する。本条例の規定に基づき、全額計算し増値税を納付する。
追加	第十八条 中華人民共和国内の単位又は個人が国内において課税義務を提供し、国内に経営組織を設けていない場合、その国内代理人を源泉徴収義務者とする。国内に代理人がいらない場合、購入側を源泉徴収義務者とする。	第二十七条 外商投資企業と外国企業に対する増値税の徴収は全国人民代表大会常務委員会関連規定に基づき、執行する。
修正	第十九条 増値税納付義務の発生日は、納税者の増値税納付義務発生の当日とする。 (一) 物品販売又は課税義務提供は、売上代金或は売上代金取立証書を受け取った当日とする。 (二) 物品の輸入は、輸入通関の当日とする。	第十九条 増値税納付義務の発生日は、納税者の増値税納付義務発生の当日とする。 (一) 物品販売又は課税義務提供は、売上代金或は売上代金取立証書を受け取った当日とする。 (二) 物品の輸入は、輸入通関の当日とする。
不変	第二十条 増値税は税務機関が徴収し、輸入物品の増値税は税関が代理して徴収する。具体的な方法は国際課税規則委員会が関連部門とともに制定する。	第二十条 増値税は税務機関が徴収し、輸入物品の増値税は税関が代理して徴収する。具体的な方法は国際課税規則委員会が関連部門とともに制定する。
修正	第二十一条 納税者が物品販売又は課税義務提供を行う場合、購入者に増値税専用インボイスを発行し、かつ増値税専用インボイス上に売上高と売上税額を分けて明記しなければならない。 次の各項目に附する事由のいずれかに該当し、且つインボイスの発行を必要としない場合、普通インボイスを発行し得る。 (一) 消費財の物品販売又は課税義務提供を行う場合 (二) 小規模納税者が物品販売又は課税義務提供を行う場合	第二十一条 納税者が物品販売又は課税義務提供を行う場合、購入者に増値税専用インボイスを発行し、かつ増値税専用インボイス上に売上高と売上税額を分けて明記しなければならない。 次の各項目に附する事由のいずれかに該当し、且つインボイスの発行を必要としない場合、普通インボイスを発行し得る。 (一) 消費財の物品販売又は課税義務提供を行う場合 (二) 小規模納税者が物品販売又は課税義務提供を行う場合
修正	第二十二条 増値税の納税場所： (一) 固定事業者はその所在地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。本部機構と分支機構が同一県(市)に所在しない場合は、各自がそれぞれの所在地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。本部機構が一括して本部機構所在地の主管税務機関へ納税を申告することができる。 (二) 固定事業者が県(市)外で物品販売を行う場合、その所在地の主管税務機関で外部経営活動管理証明書の発行を申請し、所在地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。証明が実行されない場合は、販売地又は労働提供発生地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。販売地又は労働提供発生地の主管税務機関へ納税を申告しない場合、その機構の所在地の主管税務機関が税金を徴収する。 (三) 非固定事業者が物品又は課税義務提供を行う場合、販売地又は労働提供発生地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。販売地又は労働提供発生地の主管税務機関が税金を徴収する。 (四) 物品の輸入は、輸入者或はその代理人が通関地の税関へ納税を申告しなければならない。課税徴収者は、その機構所在地の主管税務機関への請求徴収した税額を納税申告しなければならない。	第二十二条 増値税の納税場所： (一) 固定事業者はその所在地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。本部機構と分支機構が同一県(市)に所在しない場合は、各自がそれぞれの所在地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。本部機構が一括して本部機構所在地の主管税務機関へ納税を申告することができる。 (二) 固定事業者が県(市)外で物品販売を行う場合、その所在地の主管税務機関で外部経営活動管理証明書の発行を申請し、所在地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。証明が実行されない場合は、販売地又は労働提供発生地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。販売地又は労働提供発生地の主管税務機関へ納税を申告しない場合、その機構の所在地の主管税務機関が税金を徴収する。 (三) 非固定事業者が物品又は課税義務提供を行う場合、販売地又は労働提供発生地の主管税務機関へ納税を申告しなければならない。販売地又は労働提供発生地の主管税務機関が税金を徴収する。 (四) 物品の輸入は、輸入者或はその代理人が通関地の税関へ納税を申告しなければならない。課税徴収者は、その機構所在地の主管税務機関への請求徴収した税額を納税申告しなければならない。

日本語版訳はあくまで参考にとどめ、政府当局や顧問弁護士等へ相談下さい。

資料作成/日本語版訳:三冢東京UF銀行(中国)有限公司商品開発部

《増値税暫定条例》新旧比較資料

	新「増値税暫定条例」	旧「増値税暫定条例」
修正	<p>第二十三条 増値税の納税期限は、1日、3日、5日、10日、15日又は四半期に分けられる。納税者の具体的な納税期限は、納税額の外小に対応して主管税務機関が個別で決定する。固定期間に従って納税することのできなない場合は、1か月の納税期限として決定する。期満した日から15日以内に納税申告する。1日、3日、5日、10日、15日又は15日を1期として納税する場合、期満した日から5日以内に仮納付して、翌月の1日から15日以内に納税申告し、前月の課税額を清算する。</p> <p>第二十四条 納税者が物品を輸入する場合は、税関が税関納付書を発行した日の翌日から15日以内に税金を納付しなければならない。</p> <p>第二十五条 納税者が輸出運出する物品を輸出する場合、税関で輸出手続きを行い、輸出通関書などの関連証書を併せて、規定の輸出運出(免税)申告期間内において、月毎に税務機関へ当該輸出物品の税額還付手続きを申請しなければならない。具体的な方法は、国家税務総局が規定する。輸出物品の税額還付後、返品又は通関取消が生じた場合、納税者は法に依り還付された税額を還納しなければならない。</p> <p>第二十六条 増値税の徴収管理は、「中華人民共和国税収徴収管理法」及び本条例の関連規定に基づき、執行する。</p>	<p>第二十三条 増値税の納税期限は、1日、3日、5日、10日、15日又は1か月に分けられる。納税者の具体的な納税期限は、納税額の外小に対応して主管税務機関が個別で決定する。固定期間に従って納税することのできなない場合は、1か月の納税期限として決定する。期満した日から10日以内に納税申告する。1日、3日、5日、10日、15日又は15日を1期として納税する場合、期満した日から5日以内に仮納付して、翌月の1日から10日以内に納税申告し、前月の課税額を清算する。</p> <p>第二十四条 納税者が物品を輸入する場合は、税関が税関納付書を発行した日の翌日から7日以内に税金を納付しなければならない。</p> <p>第二十五条 納税者が税率0%適用の物品を輸出する場合、税関で輸出手続きを行った後、輸出通関書などの関連証書を併せて、月毎に税務機関へ申告し、当該輸出物品の税額還付手続きをすることができ、具体的な方法は、国家税務総局が規定する。返品又は通関取消が生じた場合、納税者は法に依り還付された税額を還納しなければならない。</p> <p>第二十六条 増値税の徴収管理は、「中華人民共和国税収徴収管理法」及び本条例の関連規定に基づき、執行する。</p> <p>第二十八条 本条例の解釈は、財政部が行う。実施細則は税関が制定する。</p> <p>第二十九条 本条例は、1994年1月1日より施行する。1984年9月18日に国務院が公布した「中華人民共和国増値税条例(草案)」及び「中華人民共和国製品税条例(草案)」は、同時に廃止する。</p>
修正	<p>第二十四条 納税者が物品を輸入する場合は、税関が税関納付書を発行した日の翌日から15日以内に税金を納付しなければならない。</p>	<p>第二十四条 納税者が物品を輸入する場合は、税関が税関納付書を発行した日の翌日から7日以内に税金を納付しなければならない。</p>
修正	<p>第二十五条 納税者が輸出運出する物品を輸出する場合、税関で輸出手続きを行い、輸出通関書などの関連証書を併せて、規定の輸出運出(免税)申告期間内において、月毎に税務機関へ当該輸出物品の税額還付手続きを申請しなければならない。具体的な方法は、国家税務総局が規定する。輸出物品の税額還付後、返品又は通関取消が生じた場合、納税者は法に依り還付された税額を還納しなければならない。</p>	<p>第二十五条 納税者が税率0%適用の物品を輸出する場合、税関で輸出手続きを行った後、輸出通関書などの関連証書を併せて、月毎に税務機関へ申告し、当該輸出物品の税額還付手続きをすることができ、具体的な方法は、国家税務総局が規定する。返品又は通関取消が生じた場合、納税者は法に依り還付された税額を還納しなければならない。</p>
修正	<p>第二十六条 増値税の徴収管理は、「中華人民共和国税収徴収管理法」及び本条例の関連規定に基づき、執行する。</p>	<p>第二十六条 増値税の徴収管理は、「中華人民共和国税収徴収管理法」及び本条例の関連規定に基づき、執行する。</p>
削除		<p>第二十八条 本条例の解釈は、財政部が行う。実施細則は税関が制定する。</p>
修正	<p>第二十七条 本条例は、2009年1月1日より施行する。</p>	<p>第二十九条 本条例は、1994年1月1日より施行する。1984年9月18日に国務院が公布した「中華人民共和国増値税条例(草案)」及び「中華人民共和国製品税条例(草案)」は、同時に廃止する。</p>

日本語版訳はあくまで参考と過ぎず、中国語原文が基礎となりますので、ご注意ください。
法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談下さい。

(資料Ⅱ)

海関総署公告 2008 年第 103 号 (2008 年 12 月 31 日)

増値税の徴収規定改革に合わせるため、国務院の批准により、財政部、海関総署、税務総局共同発布の 2008 年第 43 号公告に基づき、一部の輸入税収優遇政策に対し、相応の調整を行う。政策調整に関連する項目の執行を以下の通り公告する：

- 一、2009 年 1 月 1 日より、『国務院発「輸入設備税収政策の調整」に関する通知』（国発（1997）37 号、以下『通知』と略す）が規定する「輸入税収優遇政策を享受できる以下の項目と企業の輸入自社用設備及び契約に基づき上述の設備輸入に付随する技術及びセット部品、スパアパーツ」に対し、輸入環節増値税の徴収を再開する、但し、関税は引続き免税とする。
 - (一) 国家が発展を望む国内投資プロジェクトと外商投資プロジェクト
 - (二) 外国政府融資と国際金融組織融資プロジェクト
 - (三) 外商が無償貸与輸入設備を提供する加工貿易型企業
 - (四) 中西部地区の外商投資「優勢産業」プロジェクト
 - (五) 『海関総署発「更に外商投資を激励する為の輸入税収政策」に関する通知（署税（1999）791 号）の中に所定の外商投資企業と外商投資によって設立した研究開発センターが、自社資金で行う技術改造プロジェクト（以下「自社資金プロジェクト」と略す）
 - (六) 7つ生産企業と集積回路生産企業
 - (七) 都市路線交通プロジェクト
 - (八) その他の『通知』に基づき執行する企業とプロジェクト
- 二、上述の国家が発展を望む国内投資プロジェクトと外商投資プロジェクト、外国政府融資と国際金融組織融資プロジェクト、中西部地区の外商投資「優勢産業」プロジェクト、都市路線交通プロジェクトは、以下の規定に基づき執行する。
 - (一) プロジェクト投資管理部門が 2008 年 11 月 9 日及びそれ以前に『プロジェクト確認書』が発布され、そのプロジェクト関連の自社用設備及び契約に基づき上述の設備輸入に付随する技術及びセット部品、スパアパーツが、2009 年 6 月 30 日及びそれ以前に海関に輸入申告する場合は、従来の免税規定範囲に符合するものは、引続き関税と輸入環節増値税を免除する。
 - (二) プロジェクト投資管理部門が 2008 年 11 月 10 日～2008 年 12 月 31 日の間に『プロジェクト確認書』が発布され、そのプロジェクト関連の自社用設備及び契約に基づき上述の設備輸入に付随する技術及びセット部品、スパアパーツが 2009 年 1 月 1 日及びそれ以降に、海関に輸入申告する場合は、一律輸入環節増値税の徴収を再開する、従来の免除規定範囲に符合するものは、引続き関税を免除する；海関が上述の『プロジェクト確認書』に基づき、2008 年 12 月 31 日及びそれ以前に発行した『輸出入貨物徴免税証明』（以下『徴免税証明』は廃止とする、輸入企業は改めて海関に関税免除、関連規定に基づき輸入環節増値税の免除を除外とする『徴免税証明』の再申請を行わなければならない。『徴免税証明』の再発行により滞(報)

納金が発生する場合は、規定に基づき免除とする。

- (三) 通知に基づき、輸入税収優遇政策の執行が、1997年12月31日及びそれ以前に、審査、批准或いは登記された国内投資プロジェクト（技術改造プロジェクトとインフラ建設プロジェクトを含む）、外商投資プロジェクト及び外国政府融資と国際金融組織融資プロジェクト、自社資金プロジェクトと認定済みのワト生産企業と集積回路生産企業自社用設備及び契約に基づき上述の設備輸入に付随する技術及びセット部品、スペアパーツを輸入する場合、海関が2008年12月31日及びそれより以前に発行した『徴免税証明』が有効期間内であれば引続き有効とする。但し、延期は認められない。
- (四) 加工貿易外商提供の無償貸与設備が、2008年12月31日及びそれ以前に加工貿易手冊の備案を行い、且つ2009年6月30日及びそれ以前に海関で輸入申告する場合は、従来の免税規定範囲に符合するものは、引続き関税と輸入環節増値税を免除する。2009年1月1日より、海関で無償貸与設備の加工貿易手帳の登記或いは登記内容変更を行った場合は、一律輸入環節増値税を徴収する、従来の免税規定範囲に符合するものは、引続き関税を免除する。
- (五) 今回の輸入環節増値税政策調整に関連する減免税貨物が、2008年12月31日及びそれ以前に海関に輸入申告した場合は（税金徴収済み、通関済みの場合は除外とする）、従来の免税規定範囲に符合するものは、引続き関税と輸入環節増値税を免除する。
- (六) 輸入環節増値税政策調整の順調な執行を確保するため、海関は輸入企業が減免税申請する際に提出した関連書類に対し厳格な審査を行い、期日のバックデート署名等の国家の税金を騙し取る行為に対し、法律に基づき調査及び処分する。

2008年12月31日

弁公庁

(注) 輸入環節増値税とは、輸入段階での増値税の意（神谷 注）

編集後記

東海税理士会としては、通算3回目となる中国税制調査団が派遣された。中国では、地域により商慣習に大きな差があり、それに呼応する税務行政にも微妙な温度差を感じる。また、税務行政でも上位の部局と下位の分局とでは、その対応にも雲泥の差がある。

かねてより、中国税制を理解するには、華北(北京地区周辺)、華中(上海地区周辺)並びに華南(広州地区周辺)及び香港を見ないと正しい理解ができないと言われている。その意味を踏まえ、我々は、第1回の北京、第2回の上海・蘇州に続き、今回香港・東莞・広州を訪ね華南地区独特の税制・商慣習を調査してきた。

また中国の行政は、告知期間を置かず突然変更されることが日常茶飯事であるが、訪問初日の三菱東京UFJ銀行香港支店の席上、まさしく今日から試行的に「中国から日本へ輸出した品物などの代金は、一旦銀行の特別口座へ入金され、正式に通関したものに对应する金額しか中国の輸出企業の口座へ代金が決済できなくなりました。この処置は8月のお盆前には正式に発遣される予定です。」と情報が伝えられ、現地法人の資金繰りが急速に悪化することが懸念されたが、ただただ突然のことで驚くだけだった。

今回の調査訪問中、上記の税務行政における上下部局の対応の顕著な差についても貴重な経験をした。我々が訪問した期間(2008年7月13日～17日)は、奇しくも北京オリンピックの直前で、北京中央政府より公務員が外国人と接触することを厳しく制限されていた期間だった。広州の国家税務局と地方税務局へは、北京の国家税務総局並びに中国注册税務師協会を通した正式なルートでの訪問許可をもらっていた訪問だったが、東莞市国家税務局橋頭税務分局へは訪問予定企業を通した訪問要請であった。そのため、前者では(会食の席も用意いただいた)「熱烈歓迎」であったが、後者では訪問当日突然「訪問拒否」も辞さずの連絡が舞い込むしだった。

今回の調査訪問でも、現地で受け入れていただいた国家税務局、地方税務局、橋頭税務分局、香港会計師協会、広州注册税務師協会、注册会計師事務所、三菱東京UFJ銀行並びに訪問先企業の方々に支えられ、大変有意義な時を過ごせたこと、そして参加メンバーがそれぞれ種々の制約の中でこの報告書を取りまとめできたことに対し、心より大変感謝するものである。

前2回の報告書も含め、この報告書が今回調査団に参加できなかった当会の会員の方々の日常業務の一助となることを祈念して、報告に代えることとする。

神谷 研

平成21(2009)年3月31日

東海税理士会 発行